

**水道事業における公費負担のあり方について
～アンケート結果を踏まえた現状と課題～**

令和2年3月

公益社団法人 **日本水道協会**

目 次

1. はじめに	1
1) 見直しの経緯	1
2) 本報告書における公費負担の定義	1
3) 本報告書のアウトライン	1
2. 水道事業の現状と課題	3
3. 水道事業の独立採算制とその現状	4
4. 水道事業への公費負担の必要性	6
1) 公費負担の基本的な考え方	6
2) 地方公共団体による公費負担	10
3) 国による公費負担	10
5. 水道事業における公費負担のあり方	12
1) 水道事業における公費負担	12
2) 地方公営企業繰出制度における一般会計等との負担区分	12
3) 地方公営企業繰出制度における一般会計等との負担区分のあるべき姿	23
6. おわりに	26
審議経過	28
委員名簿	29
＜資料＞	
資料1 アンケート調査結果（概要）	31
資料2 アンケート調査結果（詳細）	34
資料3 公費負担に関する事例紹介	64
1) 千葉県企業局	65
2) 柏崎市上下水道局	67
3) 南魚沼市上下水道部	69
4) 高岡市上下水道局	71
5) 福山市上下水道局	73
6) 徳島市水道局	75
7) 松山市公営企業局	77
8) 今治市水道部	79

1. はじめに

1) 見直しの経緯

本協会では、平成 10 年に「水道事業の公費負担のあり方について」（以下「平成 10 年報告書」という。）を策定した。策定より 20 年余が経過し、この間、後述「2. 水道事業の現状と課題」に記載のとおり、水道事業¹を取り巻く環境は大きく変化し、今まで以上に厳しい経営環境に置かれている。

また、本協会の会員提出問題²において、毎年、国庫補助制度及び地方公営企業繰出制度の拡充等、国に対して持続的かつ安定的な財政支援の拡充を望む声が水道事業者より挙がっている現状にある。

このような状況下において、水道事業の公費負担の現状を調査し、改めて現状に即した考え方を示すことにより、公費負担のあり方に苦慮する水道事業者の一助とするため、さらには、本協会が毎年行っている国への財政支援拡充に係る要望活動の理論的根拠を明示するため、見直しを行うこととした。

2) 本報告書における公費負担の定義

本報告書において、公費負担とは、適正な原価を水道料金収入で賄うことを原則とする独立採算制の枠組みの中で、その性質上、水道料金で負担すべきでない費用について、国の補助金等、又は都道府県及び市町村の一般会計等が負担すべきものと定義し記載している。

3) 本報告書のアウトライン

平成 10 年報告書では、水道事業への公費負担の必要性について「水道サービスは、市民の日常生活にとって不断の必需品であり、かつ代替財がほとんど存在しない。また、市民の生命や健康に直接的なかわりをもっており、衛生等の面でも外部経済が極めて大きいなど、生活用水の供給は国民の基本的権利としての側面をもっているコア・サービスであること。」等を述べ、表 1 のとおり公費負担による財政区分を整理するとともに、独立採算制のもと、水道使用者負担の公平性を守り、水道事業者自らの経営努力をさらに推進していくべきとしている。

今回の報告書については、社会経済情勢の変化はあるものの、平成 10 年報告書で示された考え方は色あせることなく引き継がれていることから、これを

¹ 上水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業をいう。

² 本協会の正会員（水道事業者）が抱える重要かつ喫緊の問題をいう。毎年、各水道事業者より提出された問題は各都府県支部・地区協議会→各地方支部→全国総会の順で決議され、最終的に関係国会議員及び関係府省庁等に対し、課題解決に向け要望活動を行う。

基本とした上で、水道事業の公費負担の現状及び今後の方向性をより明確にするため、給水人口5万人以上の水道事業を行う本協会正会員508事業者に対して公費負担のあり方に係るアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)を実施したところ、473事業者(回答率93.1%)から回答があり、その結果を取りまとめている。

アンケート調査結果等を踏まえ、独立採算制の枠組みの中での、現状に即した水道事業への公費負担の必要性等、今後の公費負担のあり方に関する方向性を一層明確化した。

また、一般会計等からの繰入金の状況については、アンケート調査において、特筆すべき水道事業者に対して別途ヒアリングを実施し、その結果を事例紹介として掲載している。

表1 平成10年報告書において整理された公費負担による財政区分

事 項	内 容		財政区分
公共財的な性格のサービス	消火栓及び公衆栓	水道を公共の消防の用に供するために要する経費、公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費	市町村
	震災用応急給水施設・設備等	住民全体を対象とした震災時の避難場所等における応急給水施設・設備の整備及び応急給水を可能にするためのライフラインの耐震化並びに応急給水資機材に要する経費	市町村 (都道府県) (国)
	その他	住民全体の公益のための水道施設の整備経費	関係地方公共団体
価値財的な性格を有するサービス (公共性の確保から個々の使用者の選好を超えて実施するもの)	未普及及び不採算地域	不採算地域への水道サービスの普及及び維持のための施設整備経費等	国 関係地方公共団体
	水源開発	市町村を超えた遠隔地におけるダムなどの水源の開発に要する経費	国
	貯水池の浚渫	貯水池に堆積した河川土砂などの浚渫経費	
	水道広域化	市町村域を超えた広域的水道施設の整備費用(相互融通機能、施設の共同整備・利用など)	国 都道府県
	水道管路近代化	老朽化した管路の更新に要する経費(石綿管など)	国 関係地方公共団体
	ライフラインの耐震化	都市の防災機能の向上のためにライフラインとしての水道施設の耐震化に要する経費	
外部不経済の是正	高度浄水施設の整備	河川・湖沼などの水源水質悪化に伴う高度浄水施設などの整備経費	国
所得の再配分	料金減免等	社会施策的配慮としての低料金設定、減免等	市町村
災害時の復旧対策等	災害復旧対策	被災後の水道施設の復旧に要する経費	国 関係地方公共団体
	災害等による経営悪化対策	災害による料金収入の減少や経費の増加による経営悪化に対する補助	
		積立金、拠出金などの共済制度	それぞれ応分の負担

2. 水道事業の現状と課題

我が国の水道は、国民生活や社会経済活動を支える必要不可欠なライフラインとして、普及率は平成 29 年度末において 98.0%に達し、全国どこでも安心して蛇口の水を直接飲むことができる質・量ともに高水準の水道となっている。

しかしながら、現在の水道事業は、節水機器の普及や節水意識の浸透等による水需要の減少に加え、日本の総人口が平成 22 年（2010 年）をピークに減少に転じ、2050 年にはピーク時から約 20%減少³するとの推計などからも、水道料金収入の増加が期待できない等、厳しい経営環境に置かれている。

また、水需要が急増した昭和 30 年代から 40 年代に整備された施設が老朽化し、その多くが更新・再構築の時期を迎えている。上記のような水需要が減少する局面で更新・再構築事業を実施するに当たっては、広域連携による施設の統廃合、施設規模の適正化等の方策が有効であるが、廃止施設の撤去等を含めた更新・再構築事業には、莫大な費用を要する一方で、直接水道料金収入の増加に結び付くものではない。

さらに、大規模地震や集中豪雨等の自然災害が発生した場合においても、飲料水等生活に必要な最低限の水を供給することが地方公共団体に求められている。近年、東日本大震災、平成 28 年熊本地震等の地震災害に加え、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風等の豪雨災害も頻発している。また、今後起こり得る大規模自然災害に備え、水道事業者は、管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化、災害時の給・配水拠点となる配水池の増設等による給水能力の確保、停電・浸水対策等を推進しなければならないが、これら事業には莫大な費用を要することになり、厳しい水道財政をさらに圧迫することになる。

このような状況下において、水道事業者は、令和元年 10 月より施行された改正水道法（以下「改正法」という。）に示された 5 つの柱（図 1）に則り、水道の基盤の強化のための各種施策を推進し、将来に向け、持続可能な水道事業を構築していくことが求められている。

³ 国立社会保障・人口問題研究所「平成 29 年 4 月推計 出生中位・死亡中位仮定」より

改正の趣旨	水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要
<p>人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。</p>	
改正の概要	<p>1. 関係者の責務の明確化</p> <p>①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。 ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。 ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。</p> <p>2. 広域連携の推進</p> <p>①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。 ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。 ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。</p> <p>3. 適切な資産管理の推進</p> <p>①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。 ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。 ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。 ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。</p> <p>4. 官民連携の推進</p> <p>地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。 <small>※公共施設等運営権とは、FFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間業者に設定する方式。</small></p> <p>5. 指定給水装置工事事業者制度の改善</p> <p>資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。 <small>※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。</small></p>
施行期日	<p>令和元年10月1日（ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日）</p>

図1 改正法の概要（厚生労働省作成資料）

3. 水道事業の独立採算制とその現状

地方公営企業である水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進することを経営の基本としているため、経営に当たっては、一般の民間企業に準じて、受益者である水道使用者の支払う水道料金により、サービスの提供に係る費用を負担する「独立採算制」を採用してきた。

このため、水道事業者においては、自主自立の責任に基づく能率的な経営が促進されるとともに、水道使用者の負担と資源の配分の適正化が水道料金を通じてなされる仕組みを確立している。これが税によって賄われることになれば、水道使用者間の公平性が損なわれるばかりでなく、不必要な水道の使用を招くなど資源の配分を歪めることになる。

また、水道事業においては、受益者負担の原則に沿って、独立採算制のもと、「水道使用者負担の公平性」も確保してきた。この水道使用者負担の公平性とは、

水道メーターの計量等を用い、サービスの受益者及びその程度を明確にすることにより、水道使用者間の使用量に基づく公平性を指すとともに、本来、国あるいは地方公共団体が負担すべきものを水道料金で負担することは、水道使用者にとっての受益者負担の原則からも相容れないものであることから、国あるいは地方公共団体が負担すべきものは一般会計等が負担するという2つの公平性を意味している。

関係法令を見ても、地方公営企業法（以下「地公企法」という。）第17条の2及びその他関係規定はさることながら、水道料金のあり方を定めた同法第21条第2項では、「～料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」と定めている。さらに、改正法第14条第2項第1号では、「能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」と改めて謳われたように、「独立採算制」及び「水道使用者負担の公平性」の両原則は、今日においても水道事業における重要な原則となっている。

平成29年度においては、これらの原則のもと、地方公共団体が経営する水道事業の数は、1,926事業（上水道事業⁴：1,282事業、簡易水道事業：573事業、水道用水供給事業：71事業）となっており、その収支の状況は、決算対象となる1,923事業のうち、黒字事業は全事業の92.1%に当たる1,772事業、赤字事業は全事業の7.9%に当たる151事業となっている。また、水道事業における全体の収支においても、3,838億円の黒字となっており⁵、上水道事業の料金回収率⁶は104.4%⁷となっていることから、水道事業における財政状況は、全体としては良好な状況であると言える。

しかしながら、近年、水道事業を取り巻く経営環境は急速に厳しさを増している。節水機器の普及・節水意識の浸透及び人口減少等による水需要の減少、高度経済成長期以降に整備された施設等の老朽化、並びに近年頻発する自然災害への復旧対応・対策としての施設の着実な更新等を行う必要があり、そのための費用が急増していくことが見込まれている。さらに、国の施策により、運営基盤の強化等の観点から進められてきた簡易水道事業の統合であるが、当該事業は一般会計等からの繰入金によっておおむね黒字が保たれていた状況⁸であったことから、統合後に同繰入金がなくなることは、水道事業の経営を一層厳しくする要因となっている。

⁴ 一般の需要に応じて、水道により水を供給し給水人口が5,000人を超える事業をいう。

⁵ 総務省「平成29年度 地方公営企業決算状況調査」より

⁶ 給水原価に対する供給単価の割合をいう。

⁷ 総務省「平成29年度 水道事業経営指標」より

⁸ 総務省「「水道財政のあり方に関する研究会」報告書」（平成30年12月）より

4. 水道事業への公費負担の必要性

1) 公費負担の基本的な考え方

前述したとおり、水道事業の経営は「独立採算制」を原則とするが、一般会計等との負担区分や補助を前提とし、これら一般会計等において負担すべき費用を除いた部分について独立採算で事業を行うことを意味している。

この一般会計等の負担原則を具現した制度として、昭和41年に公営企業会計と一般会計との負担区分の確立等を内容とする地公企法の改正により制度化された地方公営企業繰出制度や昭和42年に創設された国庫補助制度がある。そして、両制度は、各時代のニーズに対応するため、拡充及び対象要件の見直しが行われてきた（図2）。

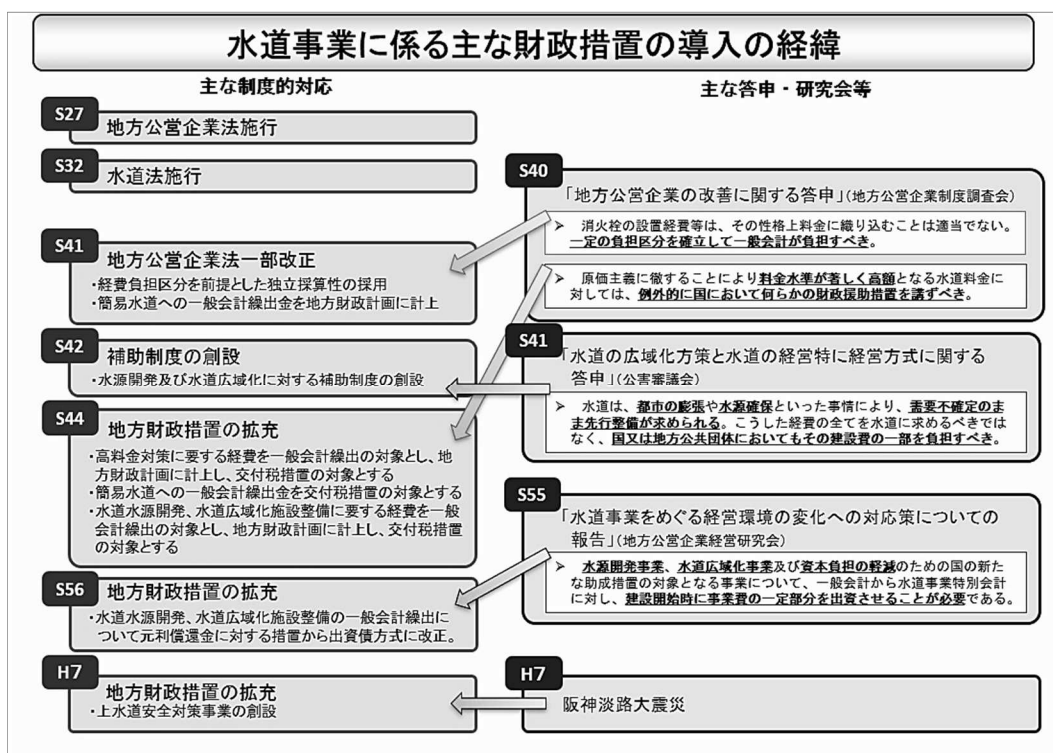


図2 水道事業に係る主な財政措置の導入の経緯⁹

両制度は、水道事業の収入においても大きなウェイトを占めており、平成29年度の地公企法の財務規定の適用（以下「法適用」という。）の水道事業における財源構成割合によると、他会計繰入金は収益的収入の2.0%に当たる633億円、資本的収入の15.7%に当たる1,007億円となっている。また、国庫補助金¹⁰も、収益的収入の0.1%に当たる43億円、資本的収入の11.0%に当たる708億円となっている（図3）。

⁹ 総務省「「水道財政のあり方に関する研究会」報告書」（平成30年12月）より

¹⁰ 国庫補助金及び都道府県補助金をいう。

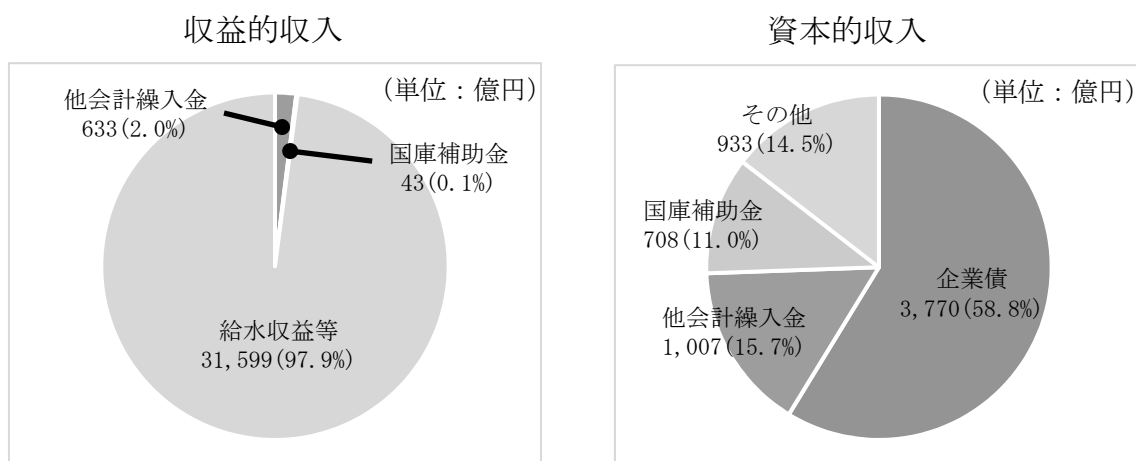


図3 平成 29 年度の水道事業における財源構成割合¹¹

ただし、両制度は、国及び地方公共団体の財政状況による予算措置等によって大きく左右される状況となっている。

まず、法適用の水道事業における決算規模¹²の推移を見ると、平成 10 年度は 5 兆 2,945 億円であったのに対し、平成 29 年度では 4 兆 6,677 億円となっており、約 10% の減少となっていることが分かる (図 4)。

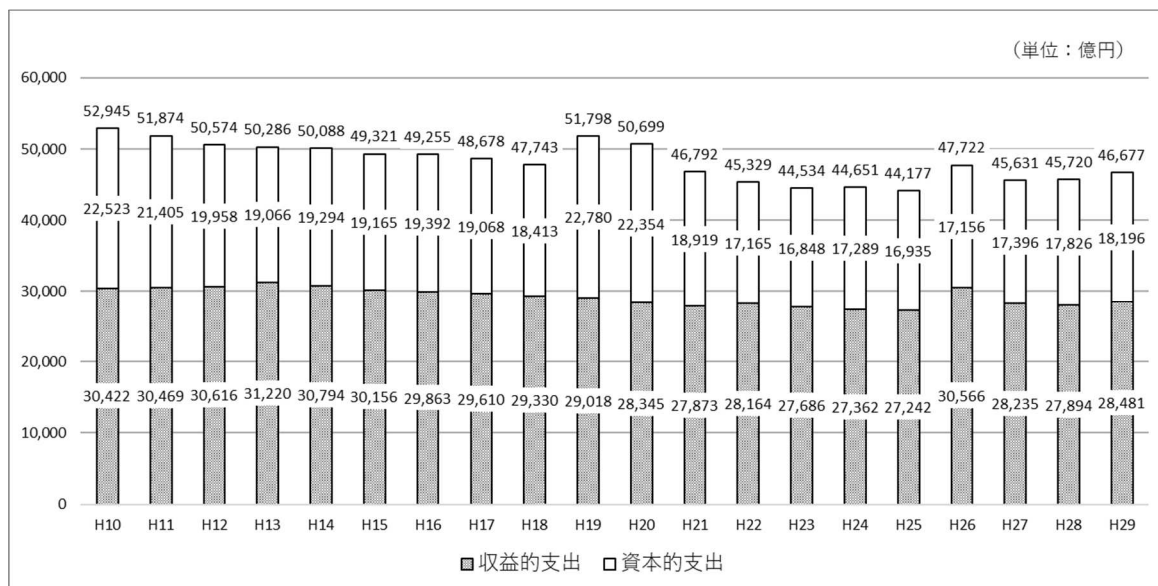


図4 収益的支出及び資本的支出の推移¹³

¹¹ 総務省「地方公営企業年鑑」(平成 29 年度)より作成

¹² 収益的支出及び資本的支出の合計額をいう。

¹³ 総務省「地方公営企業年鑑」(平成 10 年度～平成 29 年度)より作成

他方、法適用の水道事業における他会計繰入金及び国庫補助金の合計額（決算）の推移は、平成10年度は5,571億円であったのに対し、平成29年度では2,391億円となっており、約60%の減少となっている（図5）。

これらの推移から分かるように、決算規模の減少と比較して、他会計繰入金及び国庫補助金の減少幅が大きいことが示されており、今後、老朽化した施設の更新・再構築事業や災害対策等に莫大な費用を要することを勘案すれば、さらに水道財政は厳しい経営環境に置かれていくことが見込まれる。

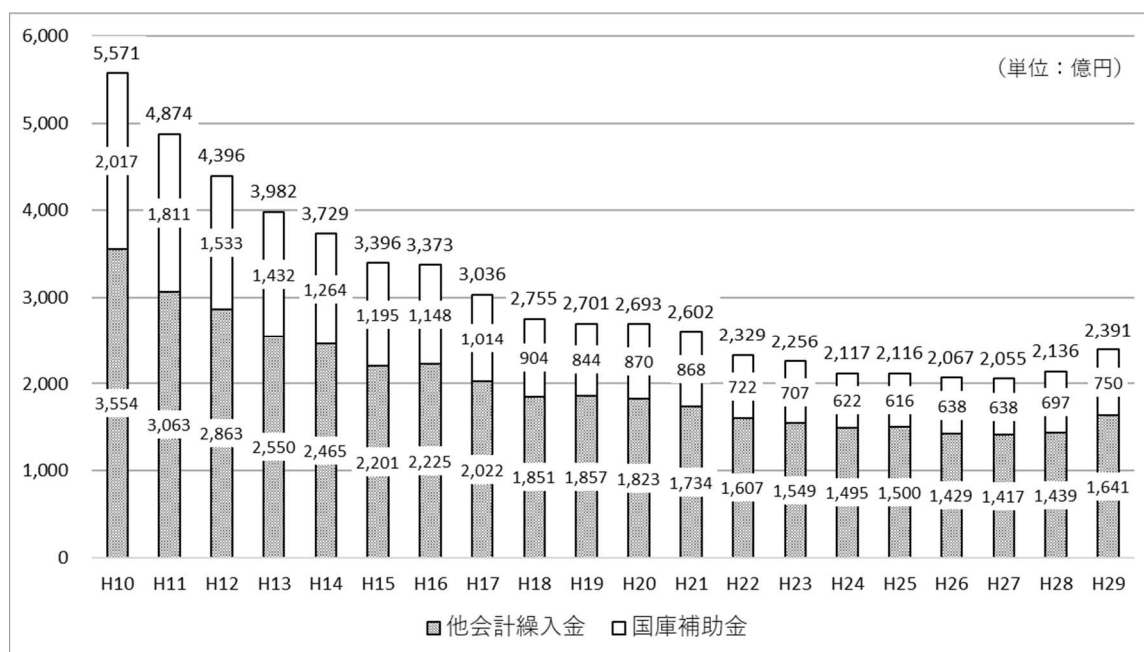


図5 他会計繰入金及び国庫補助金の推移¹⁴

本協会では、平成10年報告書（主な内容は以下のとおり。）において、水道財政における負担区分を整理し、全国に発信することにより、国及び地方公共団体による適切な負担を求めてきた。また、この考え方は、20年余が経過した今でも、社会経済情勢の変化はあるものの、変わることなく引き継がれている。

平成10年報告書（内容抜粋）

水道事業は独立採算の公営企業である以上、徹底した経営努力を行ったうえで、事業運営に必要なコストは料金で賄うべきであるが、その前提として、コストの中身を十分に分析し、時代の変化を踏まえた負担区分の基準を明確化し、国及び地方公共団体による公費負担の制度を確立することが必要である。

¹⁴ 総務省「地方公営企業年鑑」（平成10年度～平成29年度）より作成

〈一般財政の負担すべき内容〉

(1) 公共財的な性格のサービス

公共財は、一般的には市場では供給されないか、または十分な量が供給されない。従って、国あるいは地方公共団体によって供給されなければならない。

(2) 価値財的な性格を有するサービス

価値財は、国あるいは地方公共団体の介入がなければ最適な供給水準に比較して過小になる傾向をもっているため、国あるいは地方公共団体が市場で自由に決定された取引量を超えて供給する。(省略) 価値財は準公共財的な性格、あるいは所得の再分配の役割をもっているともいわれ、経済的・社会的見地からみて公費による負担が望ましい。

(3) 外部不経済是正

外部効果が非常に大きい場合には、(省略) 公共性の観点からも、市場経済に委ねるより国あるいは地方公共団体が直接当該サービスを供給し、税を通して社会全体で負担することが妥当である。

(4) 所得再配分

所得再配分機能はそもそも財政の役割であり、これを財・サービスの価格を通じて行うことは、資源配分を歪めることになる。(省略) 一般財政による負担が不可欠である。

(5) 災害時の復旧対策

災害時に備えての水の確保については、一般行政の施策として関係地方公共団体の負担が相当であり、また、水道施設の耐震化についても、公共性の確保という面からの判断で実施されており、最低限のレベル確保は、まさにコア・サービスであるということからも公費負担が望まれる。

さらに、改正法に基づく基本的な方針においても、水道事業における持続的かつ安定的な事業運営が可能となるよう、水道事業者に加え、国、都道府県及び市町村等にもそれぞれの責務と役割が示され、一層の水道の基盤の強化のための施策の実施が求められている。

特に、国は水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならないとされたところである。

2) 地方公共団体による公費負担

水道料金で負担すべきではない費用は、地方公共団体における一般会計等が負担すべきとする原則に基づき創設された地公企法を根拠とする地方公営企業繰出制度は、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費（地公企法第17条の2第1項第1号）」及び「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（同項第2号）」について、補助金、負担金、出資金及び長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものと定めている。

また、当該制度運用に当たっての基本的な考え方は、「地方公営企業繰出金について（総務副大臣通知）」（以下「繰出金通知」という。）として、毎年、総務省より示されている。

そして、この繰出金通知に基づき、一般会計等において負担すべきとされた費用については、原則として公営企業繰出金として地方財政計画に計上された後、一般会計等に財源措置されている。

このことから、地方公営企業繰出制度は、一般会計等の財政状況に左右されることなく、当該制度の趣旨に基づき、水道事業に対して繰り入れられるよう、適正に運用されなければならない。

3) 国による公費負担

国においては、都市の急激な発展に伴う水需要の逼迫、水道水源の悪化等に対応するため、昭和42年に、水道水源開発等に係る国庫補助制度を創設し、以来我が国における水道事業の発展を力強く支えてきた（簡易水道施設の整備に係る補助制度は、昭和27年より始まっている。）。その後、各時代のニーズに対応するための拡充及び対象要件の見直しが行われてきており、平成31年4月の時点で補助対象は表2のとおりとなっている。

これまでの国庫補助制度は、莫大な投資を要するために個々の水道事業者では負担が困難な水源開発や広域的な事業等を対象としており、「大幅な料金格差や高料金化の抑制」と「国家的施策奨励のための施設整備」という二つの目的を併せて配慮した制度として、国の予算措置等に左右される面はあったが、その役割を果たしてきた。

また、近年、頻発する災害を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の緊急対策として、停電・土砂災害・浸水災害や地震により大規模な断水が生じる恐れがある水道施設を対象に、国庫補助制度による財政支援が実施されている。しかしながら、当該財政支援は、3か年の緊急対策（平成30年度から令和2年度まで）であることから、十分に事業が進まないことが懸念されている。

表2 国庫補助制度の交付対象(平成31年4月1日現在)

水道水源開発等施設整備費国庫補助金
○ 水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水源開発施設整備費 ・ 高度浄水施設等整備費 等
生活基盤施設耐震化等交付金
○ 生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道未普及地域解消事業 ・ 簡易水道再編推進事業 ・ 緊急時給水拠点確保等事業 ・ 水道管路耐震化等推進事業 ・ 水道事業運営基盤強化推進事業 ・ 水道事業における IoT 活用推進モデル事業 等

さらに、改正法において、水道の基盤の強化が強く求められている現在、水道事業者は、都道府県が策定を進めている水道広域化推進プランに基づく、水道事業の広域化への積極的な取組や水道事業における膨大な固定設備を将来にわたって適切に維持・更新していくため、中長期の視点に立った需要の変動と供給体制の見通しを踏まえた適切なアセットマネジメントの実施等を推進していかなければならない。これら種々の取組の実現に向けた方策を推進していくには、公費負担の考え方にに基づき、財政支援制度の充実を図ることを国に対し強く要望していくことが大変重要である。

水道は住民生活にとって必要不可欠なライフラインであり、地域住民の生命と暮らしを守るといって極めて重要な役割を担うものであることから、国は、引き続き、持続的かつ安定的な財政支援を行っていくべきである。

5. 水道事業における公費負担のあり方

1) 水道事業における公費負担

水道事業は、独立採算制により事業運営を行うべきものではあるものの、公共性の観点から事業を行わざるを得ないような場合もあることから、水道料金と一般会計等からの繰入金について適正な費用の負担区分を前提としている。しかしながら、現状では、義務的経費と規定される公共消火栓の設置・管理に要する経費及び公園等の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費については、多くの水道事業者へ繰り入れられているものの、他の費用については、一般会計等との協議の中で様々な運用が行われており、水道事業者によっては、十分に財政支援されていない実態が多く見受けられる。

また、これまで、一般会計等からの繰入金については、総務省「地方公営企業決算状況調査」等により、財政支援規模の把握は行われてきたものの、近年、その詳細な実態調査は行われていない。

そこで、本報告書では、水道事業における公費負担の中でも、本来全額繰り入れられるべきである繰出金通知を基本とした一般会計等からの繰入金について、アンケート調査及びヒアリング調査を行い、詳細な現状及び課題を把握した上で、これからの公費負担のあり方について考察する。

2) 地方公営企業繰出制度における一般会計等との負担区分

水道事業への公費負担には、国あるいは地方公共団体の一般会計等で負担すべき内容が多く含まれていることから、平成10年報告書において公費負担の財政区分(表1)を示してきたところである。本報告書においてもこの考え方を基本としつつ、その後の繰出金通知に基づく繰出基準(以下「繰出基準」という。)の変遷や社会経済情勢等の変化を踏まえ、現行の繰出基準における各経費の事業内容・性質等に応じて、表3のとおり「公共的経費」、「社会的経費」、「政策的経費」として新たに区分整理する。

表3 繰出基準における経費の区分

区分	内容等	備考 ※
公共的 経費	<p>水道事業に付随する事業として行われているが、水道使用者の受益を直接の目的とせず、本来は一般行政の責任と負担で行われるべき事業や、市町村域を越えた施策により地域全体でその受益を享受する事業に要する経費を示す。</p> <p>具体的には、住民全般の福祉向上や防災対策に要する経費や、本来は国及び地方公共団体の施策に基づき実施すべき水源開発や広域化に要する経費などをこの区分に整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共財的な性格のサービス ・価値財的な性格を有するサービス ・災害時の復旧対策等
社会的 経費	<p>水道布設年次や水源の種類に伴う給水地域の歴史的・地理的要因、人口密度や生活様式等の社会的要因、水源汚染等の外的要因により、国及び地方公共団体の介入がなければ最適な供給水準を維持することができない事業に要する経費を示す。</p> <p>具体的には、料金格差を縮小するための高料金対策に要する経費や、水道事業の地域特性の観点から必要な簡易水道の基盤の強化に要する経費などをこの区分に整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・価値財的な性格を有するサービス ・外部不経済の是正
政策的 経費	<p>水道事業を維持していく上で必要な運営基盤の強化方策等に対して、本来は税金を通じて社会全体で負担すべき経費や、国及び地方公共団体の政策的判断・要請などにより実施する取組等に要する経費を示す。</p> <p>具体的には、法令に基づき税金で負担すべき地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費や、水道事業の基盤の強化を目的とする経営戦略の策定等に要する経費などをこの区分に整理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所得の再配分

※ 表1における「事項」との対比を示す。

(1) 公共的経費

① 消火栓等に要する経費

【考え方】

地公企法第17条の2及び同法施行令第8条の5に基づき「一般会計等において負担する経費」として、消防関係の経費が明記されていることか

ら、その経費の全部を一般会計等において負担するもの。

消防関係の経費には、消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大、並びに水圧を高めるためのポンプの増設等施設の増設に要する経費のほか消防用として使用された水の原価を含むものである。

【アンケート調査結果】(P. 39 参照)

一部の水道事業者で当該経費に係る繰入金を受入れていない又は減額されている状況が見受けられたが、繰出基準額どおりに受入れている水道事業者が大半を占める結果であった。

② 公共施設における無償給水に要する経費

【考え方】

地公企法第 17 条の 2 及び同法施行令第 8 条の 5 に基づき「一般会計等において負担する経費」として、公共施設の無償給水等の経費が明記されていることから、その経費の全部を一般会計等において負担するもの。

公共施設における無償給水には、公園のほか、広場、道路、公衆便所等においてその施設のために使用する水、及び公衆の飲料等として使用する水を含むものである。一般会計等において負担するのは、これらの水を無償で供給する場合のみに限られ、これらの施設においてメーターを取り付けたりして水道料金を徴収している場合は含まれない。

【アンケート調査結果】(P. 39 参照)

一部の水道事業者でのみ当該経費に係る繰入金を受入れている状況が見受けられた。多くの水道事業者では、公共施設にメーターを取り付けて水道料金を徴収していると考えられる。

③ 上水道の出資に要する経費

【考え方】

上水道事業及び水道用水供給事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、以下の経費を対象経費としている。

<水道水源開発施設整備事業>

水源をダムに求める場合、ダムの建設費の負担や遠隔地からの導水施設等の建設費が巨額となり、その結果、給水原価は著しく増嵩し、ひいては水道料金の大幅な引上げをせざるを得なくなることがあるため、ダム等の水道水源施設の建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

※ 建設時出資と平成元年度以前の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されている元利償還金等出資を対象経費とする。

<水道広域化施設整備事業>

上水道事業及び水道用水供給事業を広域化することは、水源の相互融通による有効利用、施設の重複投資の排除及び合理的配置、並びに管理の充実によるサービス水準の向上等をもたらす、その利益は大きいものがあるため、当該事業が広域化として行う取水、導水、浄水等の施設の建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

※ 建設時出資と平成元年度以前の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されている元利償還金等出資を対象経費とする。

<水道広域化推進事業>

多様な広域化を推進するため、国庫補助制度対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

<未普及地域解消対策事業>

上水道事業の給水区域内又はその周辺においても、地形や水源からの距離などの自然条件により、未だ水道の普及が進んでいない地域が存在しているため、当該未普及地域の解消を促進することを目的とした施設整備の建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

<安全対策事業>

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくりの一環として、水道施設の安全対策を推進するため、平成7年度から平成12年度までの時限措置として、上水道安全対策事業を創設した。その後、順次対象事業の拡充や見直しを行っている。

・ 災害対策

地震防災対策特別措置法第2条の地区を給水区域に含むことが条件となっている。安全対策の観点から行う事業は、そのことが収益の向上に資するものではないため、本来、防災対策として一般会計等で負担することが適当と考えられるものの、当該施設の一部を常時給水するために使用することもあることから、当該事業に要する費用の一部を一般会

計等において負担するもの。

- ・ 水質安全対策

災害等が発生した場合、住民の生命、生活、消防や医療などに必要不可欠な水を供給していくことは大変重要であり、防災業務等を司る一般行政の責任領域であることから、当該事業に要する費用の一部を一般会計等において負担するもの。

【アンケート調査結果】 (P. 40 参照)

当該対象事業の範囲は幅広いことに加え、各事業の実施に当たっては莫大な費用を要することから、1億円以上の繰入金を受け入れている水道事業者も一定数あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

④ 上水道の水源開発に要する経費

【考え方】

水源をダムに求める場合、ダムの建設費の負担や遠隔地からの導水施設等の建設費が巨額となり、その結果、給水原価は著しく増嵩し、ひいては水道料金の大幅な引上げをせざるを得なくなることがあるため、ダム等の水道水源施設の建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

※ 平成元年度以前の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されていない、元利償還金等補助を対象経費とする。

【アンケート調査結果】 (P. 40 参照)

水源開発事業には、莫大な費用を要してきたことから、1億円以上の繰入金を受け入れている水道事業者も一定数あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

⑤ 上水道の広域化対策に要する経費

【考え方】

上水道事業及び水道用水供給事業を広域化することは、水源の相互融通による有効利用、施設の重複投資の排除及び合理的配置、管理の充実によ

るサービス水準の向上等をもたらし、その利益は大きいものがあるため、当該事業が広域化として行う取水、導水、浄水等の施設の建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

※ 平成元年度以前の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されていない、元利償還金等補助を対象経費とする。

【アンケート調査結果】(P. 41 参照)

当該繰入金について、水道用水供給事業者の約半数が受け入れているが、これは、水道用水供給事業の趣旨等を踏まえれば、広域化対策のリーディングケースとしての成り立ちからくるものと考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

(2) 社会的経費

① 上水道の高料金対策に要する経費

【考え方】

必要な経営努力を払った上でもなお、自然条件等のやむを得ない事由により建設投資が割高となり、水道料金算定の基礎となる給水原価等が極めて高くなっている上水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

なお、「必要な経営努力」の一環として、経営戦略の策定や給水原価要件を設定している。

【アンケート調査結果】(P. 41 参照)

当該繰入金について、水道事業者において必要な経営努力に取り組んでいることから、多数の水道事業者は対象外となっているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。また、1億円以上の繰入金を受け入れている水道事業者も一定数あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

② 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

【考え方】

簡易水道事業は、農山漁村等を中心として地域住民の生活用水の確保、生活環境の改善等に大きな役割を果たしているところであるが、その経

営は上水道事業に比較して厳しい状況にある。

このため、簡易水道事業については地方公営企業繰出制度により所要の財政支援を講じているところであるが、統合水道について、上水道事業と位置づけられてからは、当該財政支援が講じられなくなることから、統合前の簡易水道事業に係る建設改良費のために発行した企業債に係る元利償還金に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

【アンケート調査結果】(P. 42 参照)

簡易水道事業の統合により経営基盤が悪化することのないよう、統合を実施した多くの水道事業者が当該繰入金を受け入れている状況が見受けられた。また、1億円以上の繰入金を受け入れている水道事業者も一定数あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

③ 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費

【考え方】

統合水道事業について、簡易水道事業の統合を推進することにより、上水道事業の経営基盤の強化を図る観点から、国庫補助制度(簡易水道事業再編推進事業に係るものに限る。)の対象となった建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの(現行では令和元年度までの時限措置)。

【アンケート調査結果】(P. 42 参照)

簡易水道事業の統合により経営基盤が悪化することのないよう、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数いる状況であった。

④ 簡易水道の建設改良に要する経費

【考え方】

簡易水道事業においては、資本費負担の軽減を図るため、建設改良事業に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。しかし、現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、平成14年度から実施する建設改良について、繰出基準に基づく財政支援がされている建設改良費の一部については、一般会計等からの繰入れに代えて、当該部分に臨時的に発行する

水道事業債（簡易水道事業分）の元利償還金相当額を一般会計等において負担するもの。

また、建設改良費に充てた水道事業債（簡易水道事業分）に係る元利償還金の一部を一般会計等において負担する。

【アンケート調査結果】（P. 43 参照）

当該繰入金について、簡易水道事業の事業統合等に伴い対象事業者数は逡減してきているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。また、1億円以上の繰入金を受け入れている簡易水道事業者も一定数あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている簡易水道事業者が一定数いる状況であった。

⑤ 簡易水道の高料金対策に要する経費

【考え方】

自然条件等により建設改良費等が割高のため資本費が著しく高額となっている簡易水道事業について、水道料金収入の適正化など経営健全化のために十分な努力をしていると認められるものに対して、料金格差の縮小に資するため、資本費に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

なお、上水道事業の高料金対策と同様に、経営戦略の策定や供給単価要件を設定している。

【アンケート調査結果】（P. 43 参照）

当該繰入金について、簡易水道事業者において必要な経営努力に取り組んでいることから、多くの簡易水道事業者は対象外となっているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。

⑥ 簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費

【考え方】

水道未普及地域のうち、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、簡易水道施設を緊急に整備する必要がある地域に対して、国庫補助事業と連携しつつ、地方単独事業を積極的に活用する「簡易水道未普及解消緊急対策」が平成10年度から平成12年度までの3年間実施された。当該事業の水道施設整備に係る簡易水道事業債の元利償還金に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

【アンケート調査結果】 (P. 44 参照)

当該繰入金について、期間限定の事業であったことから、多くの簡易水道事業者は対象外となっているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。また、1億円以上の繰入金を受け入れている簡易水道事業者は1事業者あり、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

⑦ 簡易水道の統合推進に要する経費

【考え方】

簡易水道事業は、上水道事業と同様に住民生活に密接に関連したサービスを提供するものであり、地方公共団体の財政運営や住民生活に与える影響が大きい。加えて、国・地方公共団体を通じて行財政改革が最重要課題とされている中で、経営の効率化・健全化を進めるという観点から、経営の効率化・健全化のための「簡易水道事業の統合（簡易水道事業が上水道事業に統合される場合を含む）」を積極的に推進する必要がある。

このため、簡易水道事業統合計画を策定し、事業内の簡易水道事業施設を整理・統合しようとする地方公共団体に対し、統合推進に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの（現行では令和元年度までの時限措置）。

【アンケート調査結果】 (P. 44 参照)

当該繰入金について、簡易水道事業の事業統合等に伴い対象事業者数は逡減してきているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。

⑧ 地公企法の適用に要する経費

【考え方】

簡易水道事業における法適用は、地方公共団体の任意とされているところではあるが、人口減少等による水道料金収入等の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、平成27年度から平成31年度までの5年間を集中取組期間として、公営企業会計の適用を推進することとしている。

このため、法適用に直接必要な経費の財源に充てるための簡易水道事業債の元利償還金に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの（現行では令和元年度までの時限措置）。

【アンケート調査結果】(P. 45 参照)

当該繰入金について、簡易水道事業の法適用の状況は、平成 31 年 4 月 1 日時点で 424 事業者、全体の 47.5%が適用済みとなっており、対象事業者は逡減してきているが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。

(3) 政策的経費

① 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

【考え方】

地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金にかかる公的負担に要する経費の全部又は一部を一般会計等において負担するもの。

【アンケート調査結果】(P. 45 参照)

当該繰入金について、一部の水道事業者のみが繰入金を受け入れている状況が見受けられた。これは、繰出基準が定める対象として、前年度に繰越欠損金があるなど、財政状況が厳しい水道事業者のみを対象としているためと考えられる。

② 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

【考え方】

地方公営企業職員に係る児童手当法に規定する児童手当に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

【アンケート調査結果】(P. 46 参照)

当該繰入金について、多くの水道事業者が繰入金を受入れている状況が見受けられた。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

③ 臨時財政特例債の償還に要する経費

【考え方】

財源不足を補てんするための赤字公債である、臨時財政特例債の元利償還金について、その経費の全部を一般会計等において負担するもの。

【アンケート調査結果】(P. 46 参照)

当該繰入金について、2 事業者で繰入金を受入れている状況が見受けられた。当該経費は原則として全額基準財政需要額に算入されることに

鑑みれば、多くの水道事業者では臨時財政特例債を発行していないものと考えられる。

④ 経営戦略の策定等に要する経費

【考え方】

地方公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、「経営戦略の策定」に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

併せて、地方公共団体における専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、「公営企業経営支援」に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

【アンケート調査結果】(P.47 参照)

当該繰入金について、経営戦略の策定期間及び直営又は委託(人材ネット事業を含む。)により、対象事業者が変動するものであるが、特に中小規模事業者において経年的に繰入金を受け入れている状況が見受けられた。これは、中小規模事業者の多くが限られた職員数での事業運営を行っていることから、多くの時間と労力を費やす経営戦略の策定に対応できる職員数が不足しているためと考えられる。

一方で、当該経費に係る繰入金を減額されている水道事業者が一定数おり、一部の水道事業者では繰出基準額の全額が減額されている事例もあった。

⑤ 公共施設等運営権方式の導入に要する経費

【考え方】

民間の資金・ノウハウを導入し、公共施設の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、公共施設等運営権方式を導入する場合にその準備に要する経費の一部を一般会計等において負担するもの。

【アンケート調査結果】

事例なし。

⑥ 繰出基準外の繰入金

【考え方】

地公企法第17条の2では、経費の性質により一般会計等からの繰入れが可能であるとされており、また同法施行令第8条の5では事業ごとに

繰入れの対象となる経費の種類までが定められている。そして、当該関係法令の具体的な繰出基準について、毎年総務省から通知が出ている。これら繰出基準に合致しない経費について、一般会計等から公営企業会計に対し繰り入れるものを、基準外繰入金として整理している。

【アンケート調査結果】(P. 48 参照)

当該繰入金について、水道事業者の政策や財政状況等により、対象事業者が変動するものであるが、多くの水道事業者において繰入金を受け入れている状況が見受けられた。

当該対象経費は、災害復旧や福祉減免など政策的に基づくものや、簡易水道統合に伴う繰出基準以上の財政支援など、幅広い視点から一般会計等から財政支援を受けている状況が見受けられており、経営基盤の強化の一助となっていると考えられる。

3) 地方公営企業繰出制度における一般会計等との負担区分のあるべき姿

水道事業における費用の負担区分については、前述してきたとおり、その事業内容の性質などにより明確化することは困難ではあるものの、考え方を整理することは非常に重要な課題である。よって、繰出基準、会員提出問題及びアンケート調査結果等により導き出された水道事業者の現状等を踏まえ、水道事業における地方公営企業繰出制度の適正な負担区分のあるべき姿を以下のとおり整理する。

(1) 繰出基準に基づく繰入金（基準内繰入金）

繰出基準に掲げる経費については、前述のとおり「公共的経費」、「社会的経費」、「政策的経費」と整理した上で、一般会計等が負担すべき考え方を示してきたところである。また、繰出基準については、これまでも水道事業を取り巻く社会・経済情勢等の変化に対応すべく、対象事業の範囲や採択基準等について十分に検討・見直しが行われてきたところである。

したがって、当該基準に合致する経費については、既に一般会計等との負担区分は明確化されていると考えられることから、その全額を一般会計等において負担すべきものと言える。

(2) 上記(1)以外の繰入金（基準外繰入金）

基準外繰入金については、繰出基準に基づかない経費として、一般会計等から財政支援を受けている。しかしながら、近年の自然災害や社会・経済情勢等の変化に鑑みれば、一部の経費については水道事業単独での経営努力等により賄いきれるものではないことから、新たに繰出基準に加える

ことで一般会計等との負担区分が明確化されることになると考えられる。
については、アンケート調査結果及び会員提出問題等を踏まえ、今後、繰出基準に加えるべきと考えられる主な経費を以下のとおりまとめる。

① 災害復旧に係る経費

<必要性>

災害対策については、前述のとおり既に繰出基準として一般会計等が負担すべきものとして定められている。一方、被災後の復旧については、災害の規模、被害の程度などにより判断すべきものではあるが、総じて一般会計等の負担が必要な場合が多いと想定される。こうしたことから、国においても、地公企法第17条の3において明記していることに加え、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害時には個別に繰出基準を発出しているところである。

しかしながら、自然災害による水道料金収入の減少や復旧経費の増加は、水道事業の経営基盤に与える影響が多大であることに加え、近年は台風などによる風水害なども多発していることから、水道事業単独での経営努力により賄いきれるものではないため、災害の規模や対象となる経費を明確に整理した上で、当該経費の一部について一般会計等において負担すべきと考える。

※ 「資料3 公費負担に関する事例紹介」参照

千葉県、柏崎市、徳島市、松山市

② 福祉減免に係る経費

<必要性>

地方公共団体における社会的配慮として実施する福祉施策等である水道料金の低料金制度、減免措置などは、地域の特性に応じて一般会計等が実施する福祉施策にほかならず、独立採算を旨とする公営企業の水道料金収入で負担する性質のものではないことから、当該経費の全部について一般会計等において負担すべきと考える。

※ 「資料3 公費負担に関する事例紹介」参照

南魚沼市

③ 小規模集落への給水に係る経費

<必要性>

近年、山間部や離島などにおける過疎化の進展に加え、都心部への人口集中が加速していることから、多くの地域において集落の小規模化や

高齢化の進行がみられる。一方、日常生活における飲料水等の必要性は議論の余地はなく、水道の普及区域においては、今後も水道水を安定供給することが求められている。

しかしながら、ごく少数の需要者のために、莫大な水道施設整備・更新費用をかけることは、費用対効果の面からも水道事業者にとって大きな負担となっていることから、当該地域への給水に必要な水道施設の建設改良事業に要する経費の一部について一般会計等において負担すべきと考える。

④ 浄水場等の更新事業に係る経費

<必要性>

浄水場等の更新事業については、交付金取扱要領の基幹水道構造物の耐震化事業や広域化事業の一環として更新する場合は、交付金対象事業として設定されている。また、現行の繰出基準においても、当該交付金の対象となっている事業については、繰出基準において対象となっているものの、採択基準等を踏まえれば、対象となる水道事業者は限定的であると言える。

しかしながら、当該更新事業の実施に当たっては、莫大な費用を要することになり、ひいては水道料金の高騰が想定されることに加え、地域の公衆衛生及び生活環境の確保や産業活動の充実に伴う雇用の創出・確保など、地域への社会貢献の側面も有することから、繰出基準の要件緩和等を整理した上で、更新事業に要する経費の一部について一般会計等において負担すべきと考える。

⑤ 浄水施設覆蓋整備事業に係る経費

<必要性>

浄水施設覆蓋整備事業については、異物混入などのテロ対策のリスク対応に加え、浄水処理過程における藻類の増殖抑制などに有効な方策と考えられており、水道水の安全性向上に寄与するものである。また、当該事業については、現行の国庫補助金交付要綱及び交付金取扱要領の高度浄水施設等整備費において、補助対象事業として設定されており、その必要性は十分に示されている。

テロ等による異物混入に対する危機管理対策は、本来、水道事業単独で規制及び対応できるものではないことから、国庫補助要綱等に合致する覆蓋整備事業に要する経費の一部について、一般会計等において負担すべきと考える。

6. おわりに

以上、水道事業の公費負担のあり方について、今回実施したアンケート調査の結果を踏まえ述べてきた。

前述したとおり、水道事業者は、厳しさを増す経営環境の中で、費用に充てるべき経営に伴う収入、すなわち水道料金を適正に設定し、「独立採算制」の下で事業運営していかなければならない。全国の水道事業者における近年の水道料金の平均改定率¹⁵を見ると、平成25年の3.1%から上昇傾向が続いており、平成31年は10.1%となっている。これは、将来を見据えた事業運営のあり方について検討がなされてきた結果であると言える。

一方、地公企法では、その費用のうち、一般会計等において負担すべき費用が定められており、水道事業の独立採算制は、一般会計等において負担すべき費用を除いた部分について独立採算で行うこととしている。このため、地方公共団体及び水道事業者においては、水道使用者が納得できる料金負担とするためにも、水道財政における費用の負担区分の明確化が求められてきた。

その中で、総務省が示す繰出基準は、適宜、拡充及び対象要件の見直しが行われ、地方公共団体及び水道事業者の双方がその意図するところを共有するものとして示されてきている。

しかしながら、アンケート調査結果から分かった水道事業への公費負担の現状は、繰出基準に基づく費用の全額又は一部を減額されている事例が多く見受けられた。この要因としては、一般会計等の財政状況の悪化などが挙げられたが、本来、法の趣旨でもある一般会計等との負担区分の明確化と一般会計等の財政状況の悪化とは、別個の問題として整理する必要がある。

このことから、本報告書においては、繰出基準にて示されている各経費の負担区分について、公共性・社会性・政策性の3区分に整理し、その全部又は一部を一般会計等において負担すべきとした。

さらに、近年頻発する自然災害への対応や社会・経済情勢等の変化に鑑み、アンケート調査結果及び会員提出問題等を踏まえ、自然災害に対する災害復旧、生活困窮者等への福祉減免、小規模集落への給水、浄水場等の更新及び浄水施設覆蓋整備に要する経費については、その経費の全部又は一部を一般会計等において負担し、新たに繰出基準に加えるべきとした。

これら地方公営企業繰出制度だけでなく、国庫補助制度を含めた財政支援が持続可能な水道事業の運営には不可欠であることを踏まえ、国においては、引き続き制度の拡充を図る等、持続的かつ安定的な支援を行っていただきたい。

また、今後の課題として、改正法にて示された広域連携の推進により発生する

¹⁵ 本協会「水道料金表」（平成25年4月1日現在発行～平成31年4月1日現在発行）

ことが見込まれる廃止施設の撤去等を含めた更新・再構築事業に係る費用の負担区分のあり方、及びすでに複数の水道事業者が苦慮している簡易水道事業統合後の経営のあり方等については、引き続き、費用の負担区分及びその基準の明確化等に向けて、関係者を含めた更なる議論が求められる。

水道事業者としては、経営の一層の効率化等により「独立採算制」の基本原則に立脚した経営に努める必要があるが、持続可能な水道事業を構築していくためにも、本報告書においてとりまとめた公費負担のあるべき姿を踏まえ、更なる一般会計等との負担区分の基準の明確化、公費負担の適正な運用が図られることを望むものである。

審議経過

1) 事務常設調査委員会

第 140 回 平成 31 年 3 月 27 日 (水)

(審議事項)

- ・ 水道事業における公費負担のあり方について (平成 10 年) の見直しについて

第 143 回 書面審議

(審議事項)

- ・ 水道事業における公費負担のあり方についての見直しについて

2) 経営調査専門委員会

第 102 回 令和元年 7 月 11 日 (木)

(審議事項)

- ・ 水道事業における公費負担のあり方について (平成 10 年) の見直しについて

第 103 回 令和 2 年 2 月 6 日 (木)

(審議事項)

- ・ 水道事業における公費負担のあり方についての見直しについて

委員名簿

1) 事務常設調査委員会（令和2年3月31日現在）

委員長	広島市水道局次長	平尾貢一
副委員長	東京都水道局理事（経営改革担当）	岡安雅人
〃	福岡市水道局総務部長	曾根田秀明
委員	札幌市水道局総務部長	小笠原徹
〃	仙台市水道局総務部長	佐藤敦史
〃	青森市企業局水道部長	小鹿継仁
〃	横浜市水道局副局長（総務部長）	池尻恵子
〃	川崎市上下水道局総務部長	大畑達也
〃	前橋市水道局長	井上敬二
〃	名古屋市上下水道局総務部長	白石明
〃	静岡市上下水道局次長兼水道部長	丸岡浩三
〃	福井市企業局長	塚谷朋美
〃	大阪市水道局総務部長	村上志郎
〃	大阪広域水道企業団理事兼経営管理部長	吉田景司
〃	京都市上下水道局総務部長	日下部徹
〃	神戸市水道局副局長	児玉成二
〃	岡山市水道局次長（総務部長）	西井保
〃	北九州市上下水道局総務経営部長	福本啓二

2) 経営調査専門委員会（令和2年3月31日現在）

委員長	東京都水道局総務部主計課長	平賀隆
副委員長	仙台市水道局総務部企画財務課長	吉田勝彦
委員	札幌市水道局総務部財務課長	山崎尚
〃	福島市水道局経理課長	武田光正
〃	横浜市水道局経営部経営企画課長	宮川貴志
〃	横須賀市上下水道局経営部経営料金課長	飯島俊彦
〃	神奈川県内広域水道企業団総務部経営計画課長	富安豊
〃	名古屋市上下水道局企画経理部経営企画課長	加知智
〃	豊田市上下水道局経営管理課長	澤田亜紀
〃	金沢市企業局経営企画部経営企画課長	高橋圭
〃	大阪市水道局総務部企画課長	福井信一郎
〃	京都市上下水道局経営戦略室経営企画課長	宮田一行
〃	神戸市水道局経営企画課長	桑形雅彦
〃	大津市企業局企業総務部経営経理課長	佛性崇
〃	広島市水道局財務課長	松園洋一
〃	岡山市水道局総務部経営管理課長	上高直樹
〃	福岡市水道局総務部経理課長	森山和夫
〃	北九州市上下水道局総務経営部経営企画課長	中山正一

資料1 アンケート調査結果（概要）

1. 調査の目的

本協会では、水道事業における独立採算制の原則を踏まえたうえで、公費負担の必要性等を平成10年報告書で明示した。

上記報告書は発行してから20年余が経過し、その間、水道事業を取り巻く環境及び制度内容等が変化していることを踏まえ、平成10年報告書を見直すにあたり、水道事業者の公費負担の現状等を把握するため、アンケート調査を実施した。

2. 調査対象・回収率

1) 対象事業者

給水人口5万人以上の上水道事業及び水道用水供給事業を行う正会員508事業者

2) 回収率

93.1%（473事業者）

3) アンケート調査方法

アンケート調査票を郵送し、電子ファイル（エクセルファイル）にて回答

4) 調査期間

令和元年8月5日～9月10日

3. アンケート結果の概要

1) 基準内繰入金【問4、12、13及び18】

基準内繰入金については、繰出基準に基づく費用の全額が繰り入れてきていない、又は減額した額を繰り入れている水道事業者が見受けられた。繰出基準に基づく費用の全額が繰り入れられるよう検討を行った水道事業者は少数である。なお、上記検討を行った結果、繰入額について改善が見られた水道事業者があった。

また、地方公営企業繰出制度については、繰出基準の拡充や基準の法制化を望む意見があった。

2) 基準外繰入金【問4及び9】

基準外繰入金については、住民福祉の向上や一部事務組合を構成する地方公共団体の負担の公平性を担保すること等を目的とするなど、各地方公共団体の政策や実情を考慮したものなどがあった。また、これらの繰入金は、一般会計等と水道事業者による協定書等を締結し繰り入れられているものが多かった。なお、基準外繰入金の減額はほとんどなかった。

3) 繰入金の現状について【問3、5及び6】

(1) 基準内繰入金と基準外繰入金の内訳比率

繰入金に占める基準内繰入金の比率が80%を超える水道事業者が全体の約60%となったが、基準内繰入金の比率が20%に満たない水道事業者も見受けられた。

(2) 繰入金比率

繰入金に占める収益的収入の比率が40%を下回る水道事業者が半数以上であり、多くの水道事業者で資本的収入として繰り入れを受けていると見受けられるが、収益的収入の比率が80%以上を占めている水道事業者もあった。

(3) 減額の理由

一般会計等の財政状況の悪化とする水道事業者が多く見受けられるが、その他として、独自に一般会計等と協議をし、繰出金通知とは異なる協定書等を結んでいる水道事業者も見受けられた。

(4) 一般会計等との協定の状況

一般会計等と協定書や覚書を締結し、繰入金の負担割合等を定めている水道事業者も見受けられた。

4) 消火栓、公共無償給水の算定方法について【問7】

(1) 消火栓の算定方法

消火栓の単価に基づいて算定している水道事業者や工事・維持管理費用に一定額の事務費用等を加算して算定している水道事業者が見受けられた。加えて、前年度普通交付税の消防費を消火栓維持管理費分として、基準財政需要額に算入されている額を算定している水道事業者もあった。

(2) 公共施設の無償給水の算定方法

給水原価に実使用水量を乗じて算定している水道事業者や一律の水量に基づいて算定している水道事業者が見受けられた。

5) 児童手当の対応【問8】

児童手当に要する経費の予算要求後の増額対応について、多くの水道事業者が「当年度で対応(287事業者)」しており、「翌年度で対応(23事業者)」している水道事業者は少なかった。その他の事例として、当初・補正予算要求以降の追加対応はしていない水道事業者や過年度実績に基づく予算要求を行うことで影響がない水道事業者などがあつた。

6) 災害復旧の繰入金について【問 10】

災害の復旧による繰入金（地公企法第 17 条の 3）を受け入れたことがある水道事業者は 57 事業者であり、総回答数に占める割合は 12%であった。

算定方法の主なものは、繰出金通知に基づき算定した額（東日本大震災）、災害応急対策等に要する経費の実費求償額（地震）、災害対応に係る職員人件費、支援対応及び水道施設の復旧に係る経費（豪雨）である。

7) 長期貸付けについて【問 11】

長期貸付けによる借入金（地公企法第 18 条の 2）を受け入れたことがある水道事業者は 10 事業者であり、総回答数に占める割合は 2%であった。

借入理由の主なものは、建設改良費、企業債償還金への充当、料金改定に伴う営業運転資金の不足への対応である。

8) 繰入金の減額対応【問 12、13、14、15 及び 16】

繰入金の減額について、ほとんどの水道事業者が対応策を検討していない状況にある。対策を検討した水道事業者の経緯については、「水道事業者（管理者等）の判断」によるところが多い。また、検討結果については、検討を行った約 40%の水道事業者が「改善した（18/49 事業者）」とし、検討開始から改善までに要した期間は「2 年以上」が最も多い。改善に当たり、一般会計等への説明で工夫した主な点については、「経営戦略の投資・財政計画において繰入がある場合とない場合をそれぞれ作成し、説明した。」、「近隣市への状況確認を行った。」等の回答があった。

9) 公費負担における国への要望事項【問 18 及び 19】

国に対して望む施策としては、多くの水道事業者が「繰入金に係る一般会計等の地方交付税措置の拡充（205 事業者）」及び「地方公営企業繰出制度の要件緩和及び拡充（204 事業者）」を挙げている。本要望は、毎年、会員提出問題としても提出され、本協会としても国に対して要望を行っているところである。国においても時代背景に見合った制度改正はなされているものの、更なる拡充を望む意見が多く挙がっている。

資料2 アンケート調査結果（詳細）

【問1から問2は、調査対象者全員への共通のご質問です。】

問1 貴水道事業の平成30年度末の給水人口、平成30年度の年間有収水量をご記入ください。

【末端供給・給水人口】

区分	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上	合計
事業者数	195	143	53	11	14	416

【末端供給・年間有収水量】

区分	1千万m ³ 未満	1千万m ³ 以上 3千万m ³ 未満	3千万m ³ 以上 6千万m ³ 未満	6千万m ³ 以上 1億m ³ 未満	1億m ³ 以上	合計
事業者数	172	179	44	6	15	416

【用水供給・年間有収水量】

区分	1千万m ³ 未満	1千万m ³ 以上 3千万m ³ 未満	3千万m ³ 以上 6千万m ³ 未満	6千万m ³ 以上 1億m ³ 未満	1億m ³ 以上	合計
事業者数	7	8	10	16	16	57

問2 現在の、貴水道事業における、一般会計からの繰入れ金（以下「繰入金」という。）の受入れの有無について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 受入れている。
- ② 受入れていない。
- ③ 過去に受入れていたが、現在は受入れていない。（以下区分により回答）
 - ③-1 1～5年前
 - ③-2 6～10年前
 - ③-3 11年以上前

<②を選択された方は、問12へお進みください。>

（単位：事業者数）

項目	①	②	③-1	③-2	③-3	合計
末端供給	408	8	0	0	0	416
用水供給	42	4	8	1	2	57
合計	450	12	8	1	2	473

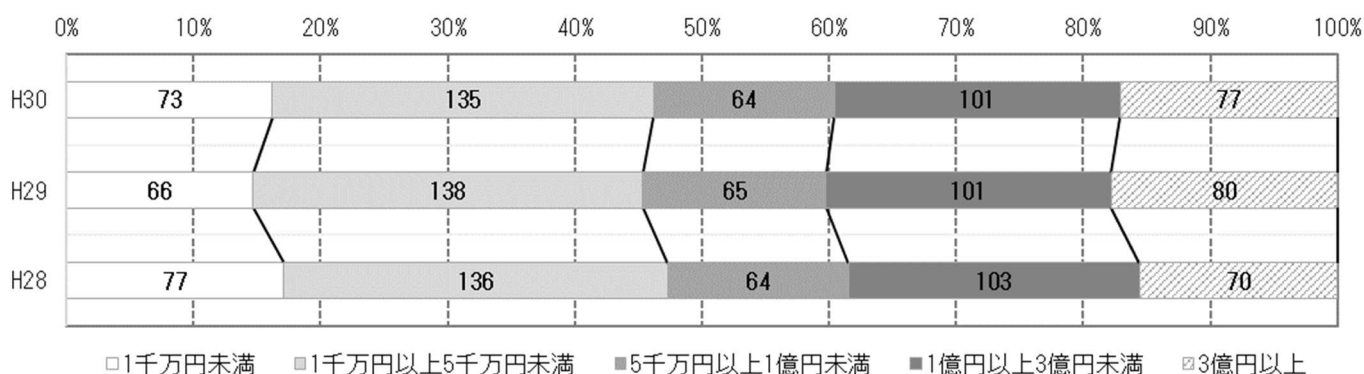
【問3から問4は、問2で①又は③を選択された方へのご質問です。③を選択された方は、受入れていた最終年度を基準としてご回答ください。】

問3 貴水道事業における、繰入金状況について、お尋ねします。

- ① 繰入金の受入額（直近3年分）
- ② 繰入金の区分（※1 基準内、基準外）
- ③ 繰入金の受入科目（収益的収入、資本的収入）
- ④ 会計全体の収益的収入及び資本的収入（税抜き）
- ⑤ 繰入金比率（収益的収入、資本的収入）

※1 総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」で定められているものを基準内、それ以外を基準外として分類する。金額は、決算状況調査に準じた金額とする。

繰入金の受入額



【平成30年度実績】

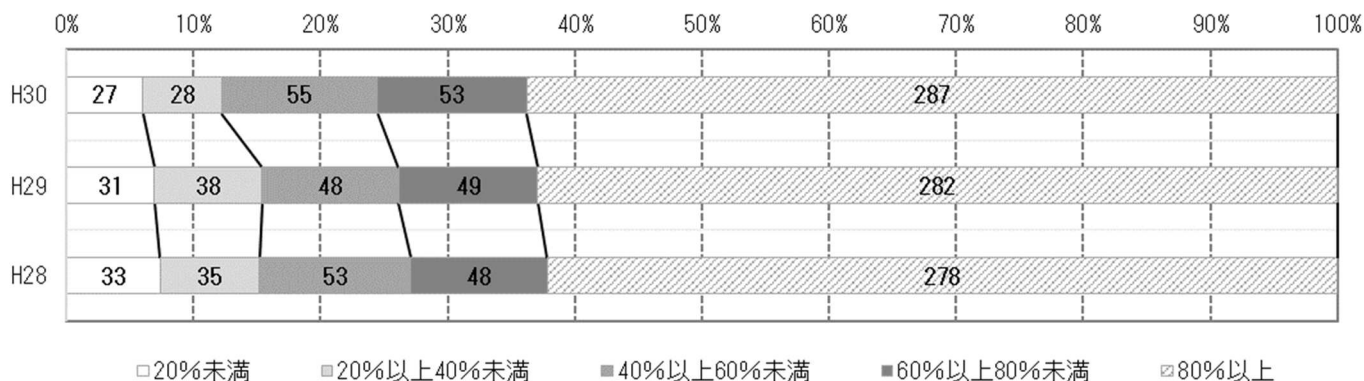
(単位: 事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端 供給	10万人未満	191	191	48	25.1%	55	28.8%	29	15.2%	39	20.4%	20	10.5%
	10-25万人	140	140	16	11.4%	58	41.4%	24	17.1%	26	18.6%	16	11.4%
	25-50万人	53	53	1	1.9%	11	20.8%	6	11.3%	20	37.7%	15	28.3%
	50-100万人	11	11	-	-	-	-	-	-	7	63.6%	4	36.4%
	100万人以上	13	13	-	-	-	-	1	7.7%	3	23.1%	9	69.2%
	小計	408	408	65	15.9%	124	30.4%	60	14.7%	95	23.3%	64	15.7%
用水供給	42	42	8	19.0%	11	26.2%	4	9.5%	6	14.3%	13	31.0%	
合計	450	450	73	16.2%	135	30.0%	64	14.2%	101	22.4%	77	17.1%	

基準外の繰入れを受けている事業者数

区分	末端供給					用水供給
	10万人未満	10万人以上 25万人未満	25万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上	
事業者数	111	73	35	5	11	42

繰入金に占める基準内繰入金の比率

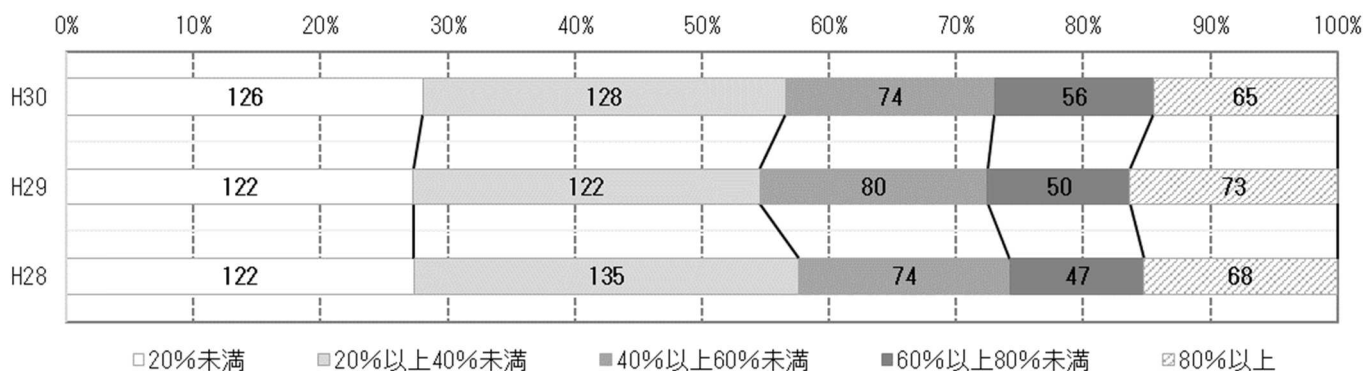


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問 2-①)	回答	20%未満		20%以上 40%未満		40%以上 60%未満		60%以上 80%未満		80%以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端 供給	10万人未満	191	191	17	8.9%	12	6.3%	29	15.2%	22	11.5%	111	58.1%
	10-25万人	140	140	4	2.9%	7	5.0%	13	9.3%	16	11.4%	100	71.4%
	25-50万人	53	53	1	1.9%	5	9.4%	5	9.4%	8	15.1%	34	64.2%
	50-100万人	11	11	-	-	-	-	2	18.2%	1	9.1%	8	72.7%
	100万人以上	13	13	2	15.4%	-	-	3	23.1%	3	23.1%	5	38.5%
	小計	408	408	24	5.9%	24	5.9%	52	12.7%	50	12.3%	258	63.2%
用水供給	42	42	3	7.1%	4	9.5%	3	7.1%	3	7.1%	29	69.0%	
合計	450	450	27	6.0%	28	6.2%	55	12.2%	53	11.8%	287	63.8%	

繰入金に占める収益的収入の比率

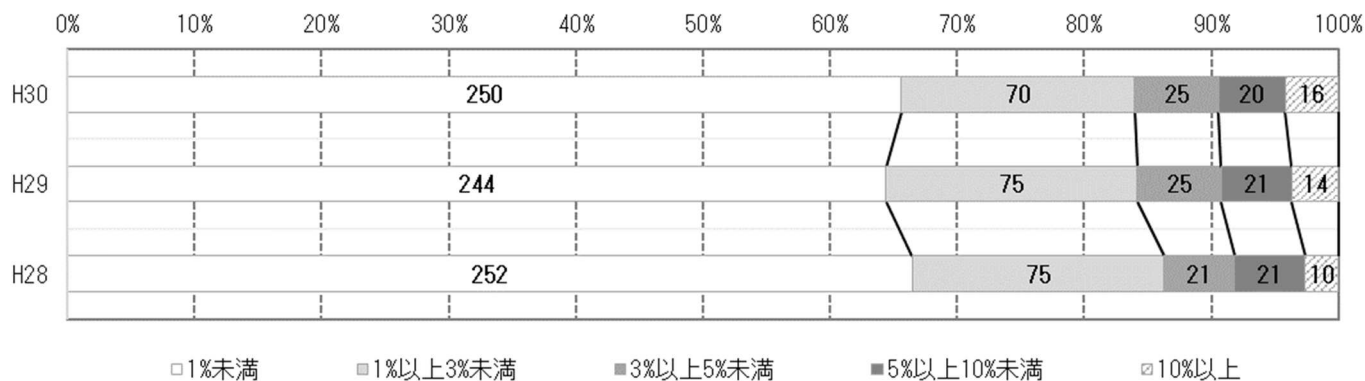


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問 2-①)	回答	20%未満		20%以上 40%未満		40%以上 60%未満		60%以上 80%未満		80%以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端 供給	10万人未満	191	191	43	22.5%	56	29.3%	27	14.1%	29	15.2%	36	18.8%
	10-25万人	140	139	38	27.3%	39	28.1%	27	19.4%	18	12.9%	17	12.2%
	25-50万人	53	53	12	22.6%	20	37.7%	11	20.8%	5	9.4%	5	9.4%
	50-100万人	11	11	4	36.4%	4	36.4%	1	9.1%	1	9.1%	1	9.1%
	100万人以上	13	13	2	15.4%	4	30.8%	3	23.1%	3	23.1%	1	7.7%
	小計	408	407	99	24.3%	123	30.2%	69	17.0%	56	13.8%	60	14.7%
用水供給	42	42	27	64.3%	5	11.9%	5	11.9%	0	0.0%	5	11.9%	
合計	450	449	126	28.1%	128	28.5%	74	16.5%	56	12.5%	65	14.5%	

繰入金の比率(収益的收入)

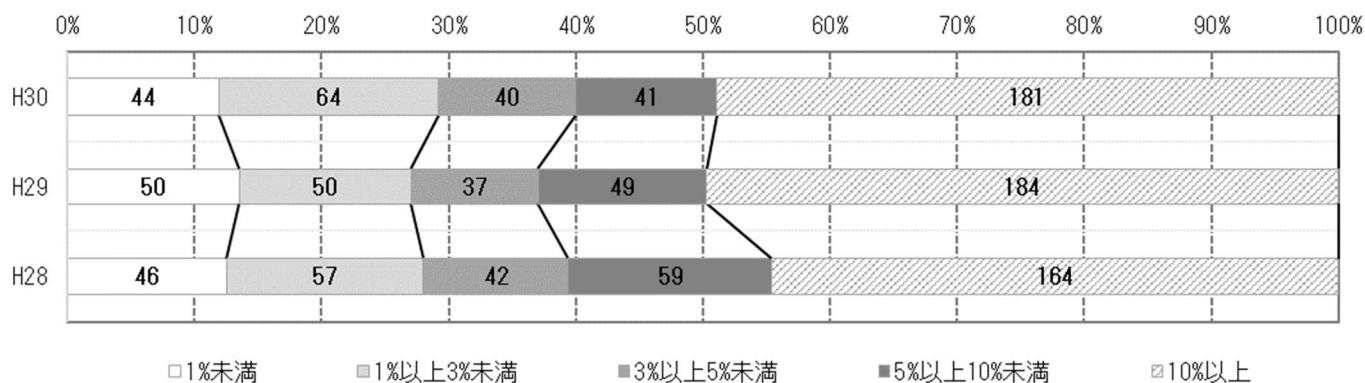


【平成 30 年度実績】

(単位: 事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1%未満		1%以上3%未満		3%以上5%未満		5%以上10%未満		10%以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端供給	10万人未満	191	161	86	53.4%	37	23.0%	16	9.9%	12	7.5%	10	6.2%
	10-25万人	140	116	82	70.7%	18	15.5%	7	6.0%	3	2.6%	6	5.2%
	25-50万人	53	49	36	73.5%	8	16.3%	2	4.1%	3	6.1%	0	0.0%
	50-100万人	11	10	8	80.0%	2	20.0%	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	12	7	58.3%	5	41.7%	-	-	-	-	-	-
	小計	408	348	219	62.9%	70	20.1%	25	7.2%	18	5.2%	16	4.6%
用水供給	42	33	31	93.9%	-	-	-	-	2	6.1%	-	-	
合計	450	381	250	65.6%	70	18.4%	25	6.6%	20	5.2%	16	4.2%	

繰入金の比率(資本的收入)



【平成 30 年度実績】

(単位: 事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1%未満		1%以上3%未満		3%以上5%未満		5%以上10%未満		10%以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端供給	10万人未満	191	157	24	15.3%	31	19.7%	13	8.3%	13	8.3%	76	48.4%
	10-25万人	140	112	9	8.0%	20	17.9%	12	10.7%	19	17.0%	52	46.4%
	25-50万人	53	48	5	10.4%	6	12.5%	8	16.7%	7	14.6%	22	45.8%
	50-100万人	11	10	1	10.0%	4	40.0%	-	-	1	10.0%	4	40.0%
	100万人以上	13	12	2	16.7%	1	8.3%	4	33.3%	-	-	5	41.7%
	小計	408	339	41	12.1%	62	18.3%	37	10.9%	40	11.8%	159	46.9%
用水供給	42	31	3	9.7%	2	6.5%	3	9.7%	1	3.2%	22	71.0%	
合計	450	370	44	11.9%	64	17.3%	40	10.8%	41	11.1%	181	48.9%	

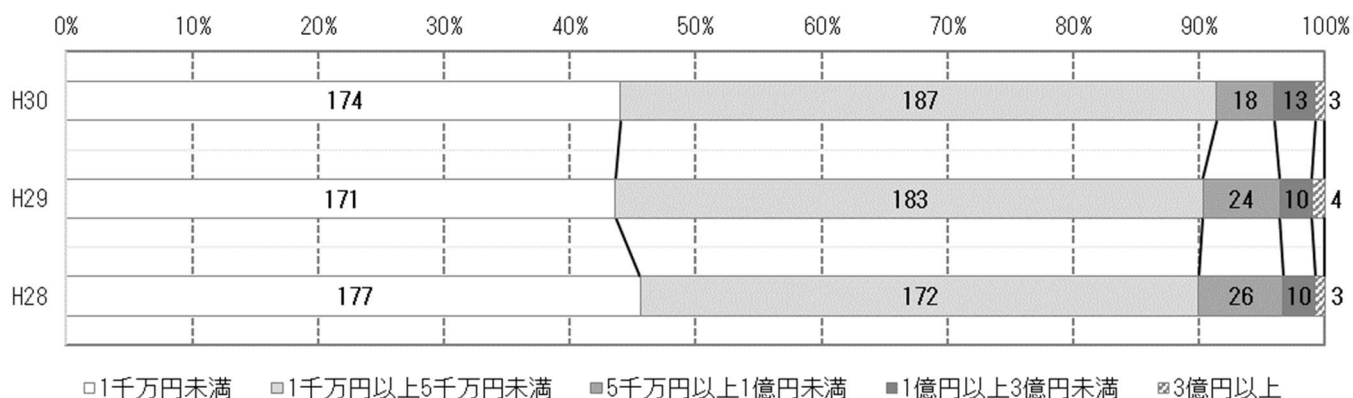
問4 貴水道事業における、繰入金の項目及び※2 実繰入額等について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 消火栓等に要する経費
- ② 公共施設における無償給水に要する経費
- ③ 上水道の出資に要する経費
- ④ 上水道の水源開発に要する経費
- ⑤ 上水道の広域化対策に要する経費
- ⑥ 上水道の高料金対策に要する経費
- ⑦ 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費
- ⑧ 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費
- ⑨ 簡易水道の建設改良に要する経費（簡易水道事業）
- ⑩ 簡易水道の高料金対策に要する経費（簡易水道事業）
- ⑪ 簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費（簡易水道事業）
- ⑫ 簡易水道の事業統合推進に要する経費（簡易水道事業）
- ⑬ 地方公営企業法の適用に要する経費（簡易水道事業）
- ⑭ 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費
- ⑮ 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費
- ⑯ 臨時財政特例債の償還に要する経費
- ⑰ 経営戦略の策定等に要する経費
- ⑱ 公共施設等運営権方式の導入に要する経費
- ⑲ 繰出基準外の繰入金（上記項目以外の繰入基準、協定書等にて事前設定）
- ⑳ 繰出基準外の繰入金（臨時項目）

※2 基準額、実繰入額については、決算状況調査に準じた金額とする。

①消火栓等に要する経費

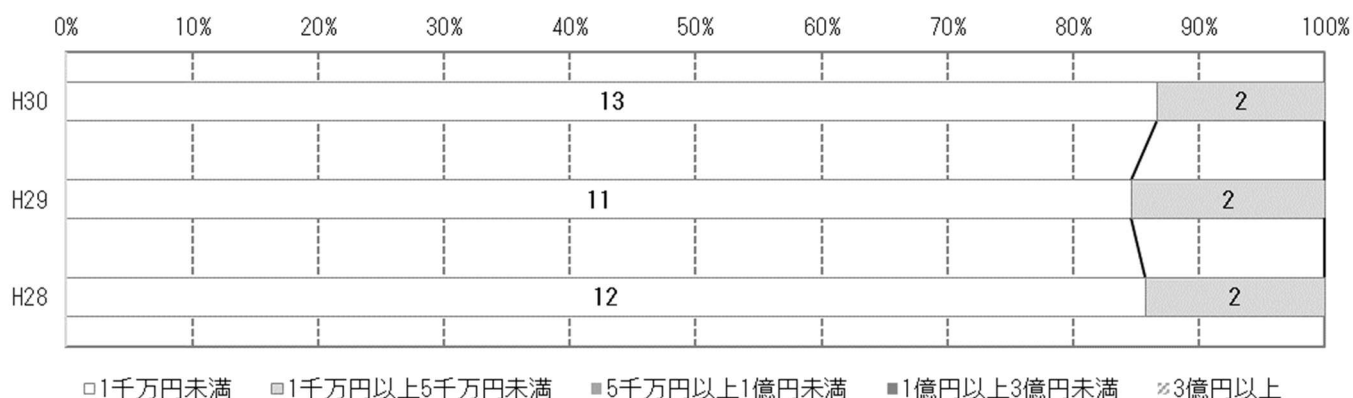


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端供給	10万人未満	191	181	126	69.6%	54	29.8%	1	0.6%	-	-	-	-
	10-25万人	140	137	42	30.7%	91	66.4%	3	2.2%	1	0.7%	-	-
	25-50万人	53	49	2	4.1%	36	73.5%	10	20.4%	1	2.0%	-	-
	50-100万人	11	11	1	9.1%	2	18.2%	2	18.2%	6	54.5%	-	-
	100万人以上	13	12	-	-	2	16.7%	2	16.7%	5	41.7%	3	25.0%
	小計	408	390	171	43.8%	185	47.4%	18	4.6%	13	3.3%	3	0.8%
用水供給	42	5	3	60.0%	2	40.0%	-	-	-	-	-	-	
合計	450	395	174	44.1%	187	47.3%	18	4.6%	13	3.3%	3	0.8%	

②公共施設における無償給水に要する経費

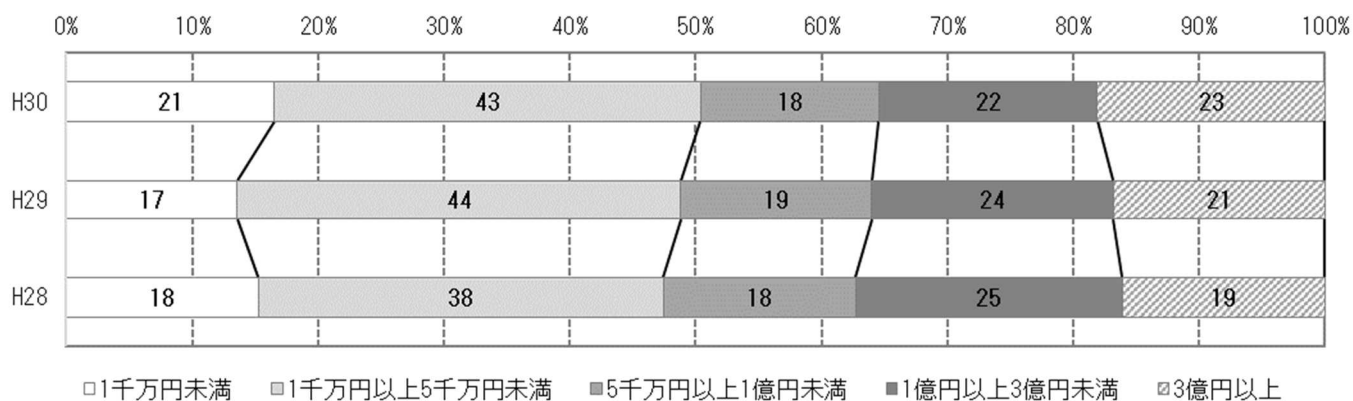


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上	
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比				
末端供給	10万人未満	191	6	5	83.3%	1	16.7%	-	-	-	-	-
	10-25万人	140	7	7	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	25-50万人	53	2	1	50.0%	1	50.0%	-	-	-	-	-
	50-100万人	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	408	15	13	86.7%	2	13.3%	0	-	0	-	0
用水供給	42	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	450	15	13	86.7%	2	13.3%	0	-	0	-	0	

③上水道の出資に要する経費

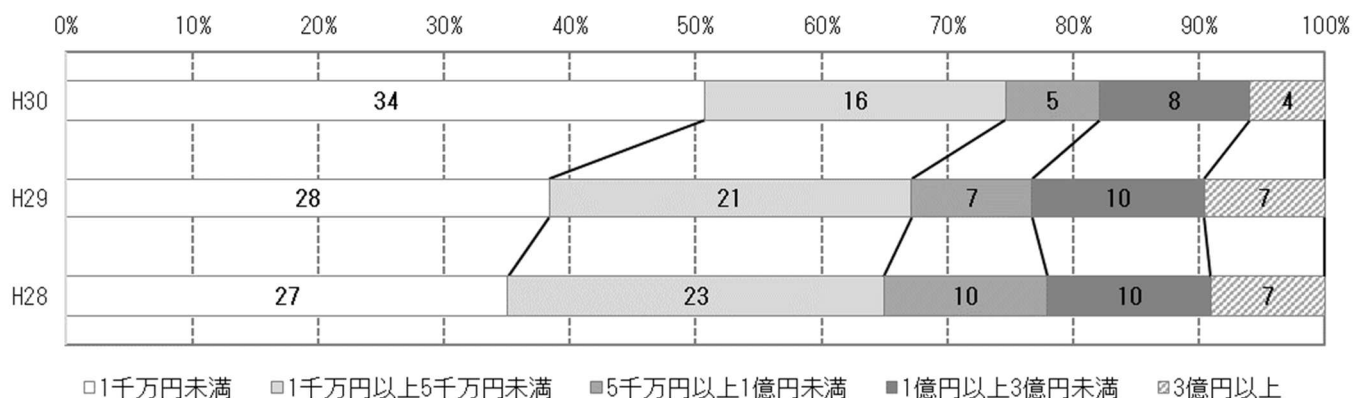


【平成30年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端供給	10万人未満	191	47	13	27.7%	19	40.4%	9	19.1%	3	6.4%	3	6.4%
	10-25万人	140	31	4	12.9%	11	35.5%	4	12.9%	9	29.0%	3	9.7%
	25-50万人	53	19	1	5.3%	6	31.6%	3	15.8%	4	21.1%	5	26.3%
	50-100万人	11	6	-	-	1	16.7%	1	16.7%	2	33.3%	2	33.3%
	100万人以上	13	7	1	14.3%	1	14.3%	-	-	1	14.3%	4	57.1%
	小計	408	110	19	17.3%	38	34.5%	17	15.5%	19	17.3%	17	15.5%
用水供給	42	17	2	11.8%	5	29.4%	1	5.9%	3	17.6%	6	35.3%	
合計	450	127	21	16.5%	43	33.9%	18	14.2%	22	17.3%	23	18.1%	

④上水道の水源開発に要する経費

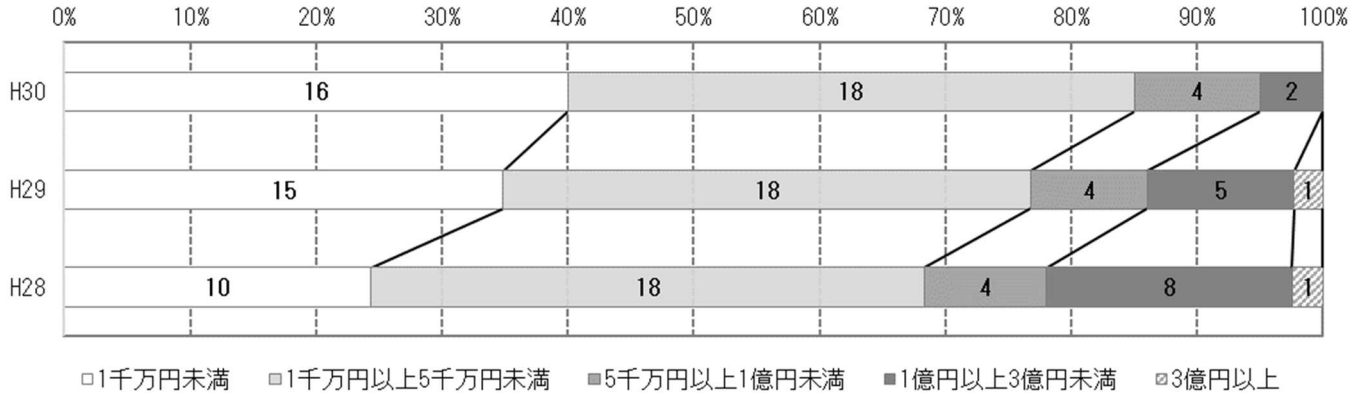


【平成30年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端供給	10万人未満	191	17	9	52.9%	5	29.4%	1	5.9%	2	11.8%	-	-
	10-25万人	140	10	5	50.0%	5	50.0%	-	-	-	-	-	-
	25-50万人	53	9	6	66.7%	1	11.1%	-	-	2	22.2%	-	-
	50-100万人	11	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	7	2	28.6%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	2	28.6%
	小計	408	44	23	52.3%	12	27.3%	2	4.5%	5	11.4%	2	4.5%
用水供給	42	23	11	47.8%	4	17.4%	3	13.0%	3	13.0%	2	8.7%	
合計	450	67	34	50.7%	16	23.9%	5	7.5%	8	11.9%	4	6.0%	

⑤上水道の広域化対策に要する経費

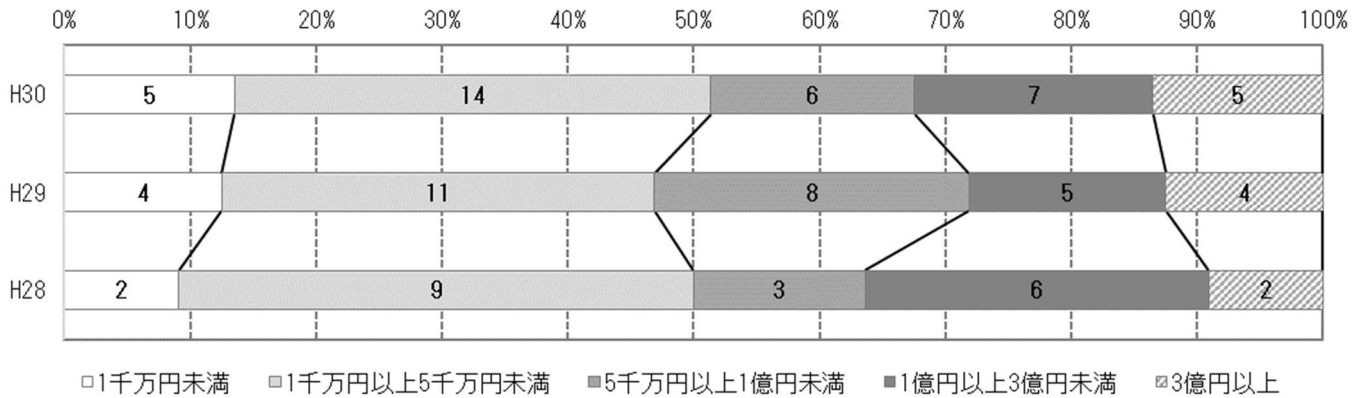


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問 2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上	
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比				
末端 供給	10万人未満	191	4	1	25.0%	3	75.0%	-	-	-	-	-
	10-25万人	140	7	4	57.1%	2	28.6%	1	14.3%	-	-	-
	25-50万人	53	3	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	-	-	-
	50-100万人	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	3	1	33.3%	1	33.3%	-	-	1	33.3%	-
	小計	408	17	7	41.2%	7	41.2%	2	11.8%	1	5.9%	0
用水供給	42	23	9	39.1%	11	47.8%	2	8.7%	1	4.3%	-	
合計	450	40	16	40.0%	18	45.0%	4	10.0%	2	5.0%	0	

⑥上水道の高料金対策に要する経費

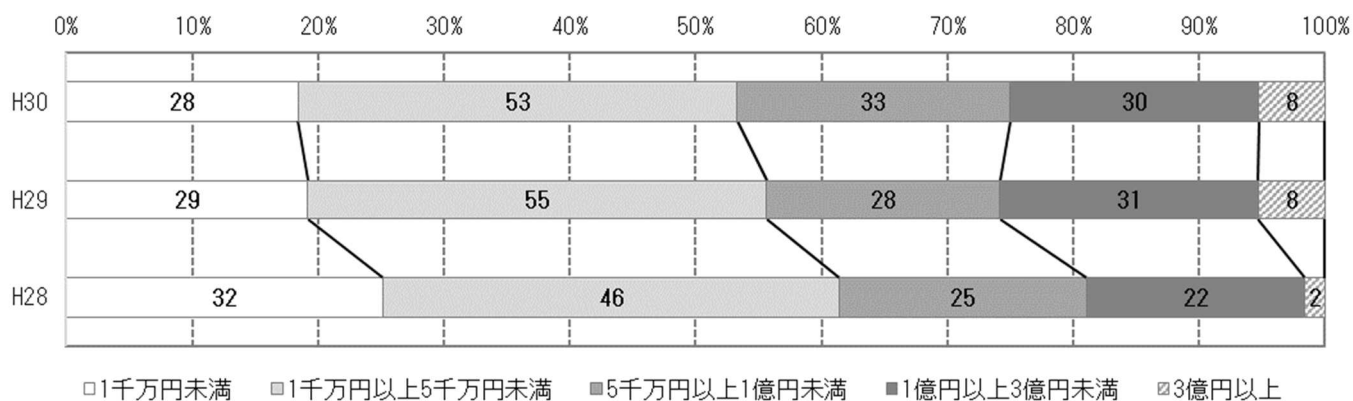


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問 2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端 供給	10万人未満	191	18	2	11.1%	7	38.9%	3	16.7%	3	16.7%	3	16.7%
	10-25万人	140	12	1	8.3%	5	41.7%	2	16.7%	2	16.7%	2	16.7%
	25-50万人	53	5	1	20.0%	1	20.0%	1	20.0%	2	40.0%	-	-
	50-100万人	11	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	1	-	-	1	100.0%	-	-	-	-	-	-
	小計	408	37	5	13.5%	14	37.8%	6	16.2%	7	18.9%	5	13.5%
用水供給	42	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	450	37	5	13.5%	14	37.8%	6	16.2%	7	18.9%	5	13.5%	

⑦統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

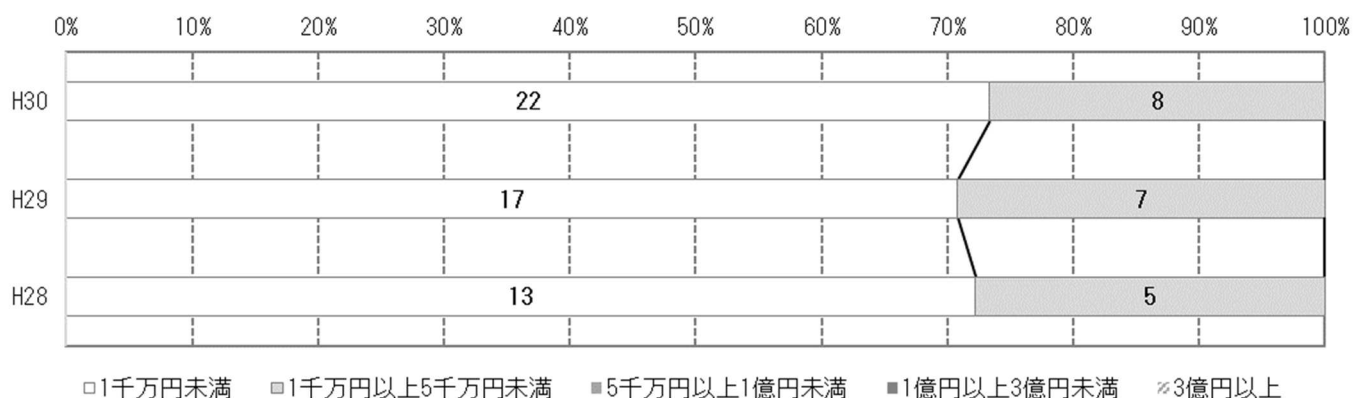


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端 供給	10万人未満	191	72	16	22.2%	27	37.5%	16	22.2%	11	15.3%	2	2.8%
	10-25万人	140	47	6	12.8%	16	34.0%	11	23.4%	10	21.3%	4	8.5%
	25-50万人	53	22	4	18.2%	8	36.4%	4	18.2%	6	27.3%	-	-
	50-100万人	11	8	1	12.5%	2	25.0%	2	25.0%	2	25.0%	1	12.5%
	100万人以上	13	2	-	-	-	-	-	-	1	50.0%	1	50.0%
	小計	408	151	27	17.9%	53	35.1%	33	21.9%	30	19.9%	8	5.3%
用水供給	42	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	450	152	28	18.4%	53	34.9%	33	21.7%	30	19.7%	8	5.3%	

⑧統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費

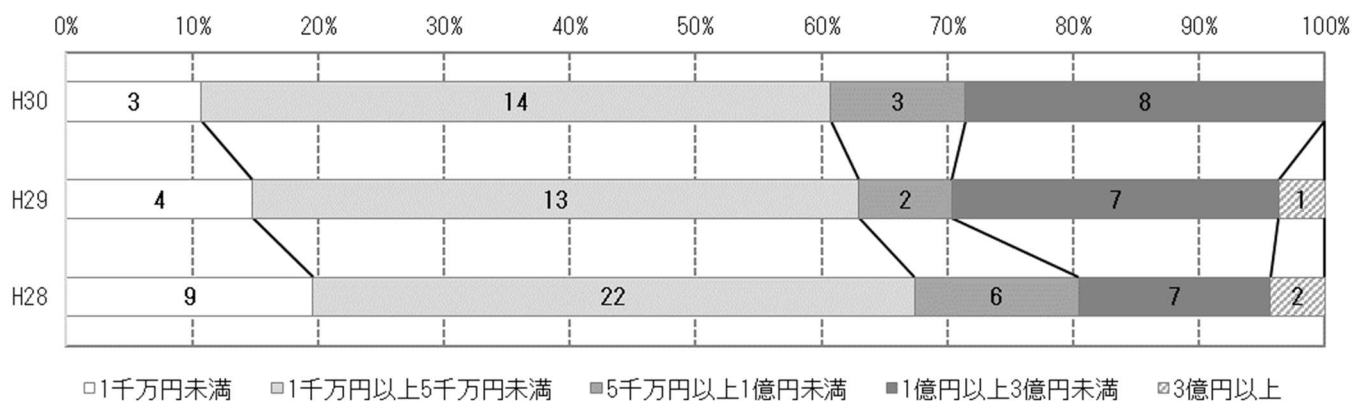


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上	
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比				
末端 供給	10万人未満	191	15	12	80.0%	3	20.0%	-	-	-	-	-
	10-25万人	140	8	7	87.5%	1	12.5%	-	-	-	-	-
	25-50万人	53	6	3	50.0%	3	50.0%	-	-	-	-	-
	50-100万人	11	1	-	-	1	100.0%	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	408	30	22	73.3%	8	26.7%	0	-	0	-	0
用水供給	42	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	450	30	22	73.3%	8	26.7%	0	-	0	-	0	

⑨簡易水道の建設改良に要する経費

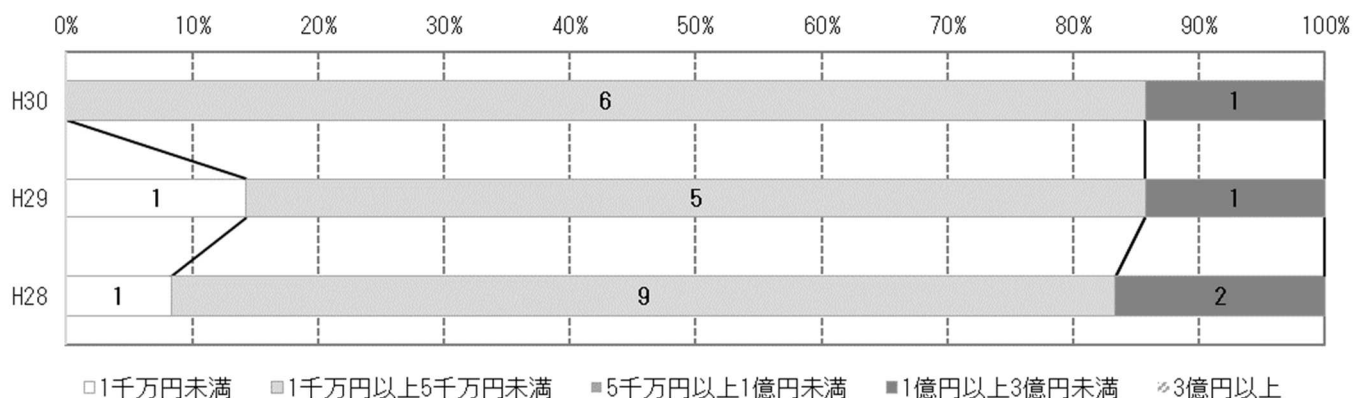


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端 供給	10万人未満	191	14	1	7.1%	6	42.9%	2	14.3%	5	35.7%	-	-
	10-25万人	140	8	2	25.0%	2	25.0%	1	12.5%	3	37.5%	-	-
	25-50万人	53	5	-	-	5	100.0%	-	-	-	-	-	-
	50-100万人	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	1	-	-	1	100.0%	-	-	-	-	-	-
	小計	408	28	3	10.7%	14	50.0%	3	10.7%	8	28.6%	0	-
用水供給	42	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	450	28	3	10.7%	14	50.0%	3	10.7%	8	28.6%	0	-	

⑩簡易水道の高料金対策に要する経費



【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端 供給	10万人未満	191	4	-	-	3	75.0%	-	-	1	25.0%	-	-
	10-25万人	140	2	-	-	2	100.0%	-	-	-	-	-	-
	25-50万人	53	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50-100万人	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	1	-	-	1	100.0%	-	-	-	-	-	-
	小計	408	7	0	-	6	85.7%	0	-	1	14.3%	0	-
用水供給	42	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	450	7	0	-	6	85.7%	0	-	1	14.3%	0	-	

⑪簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費

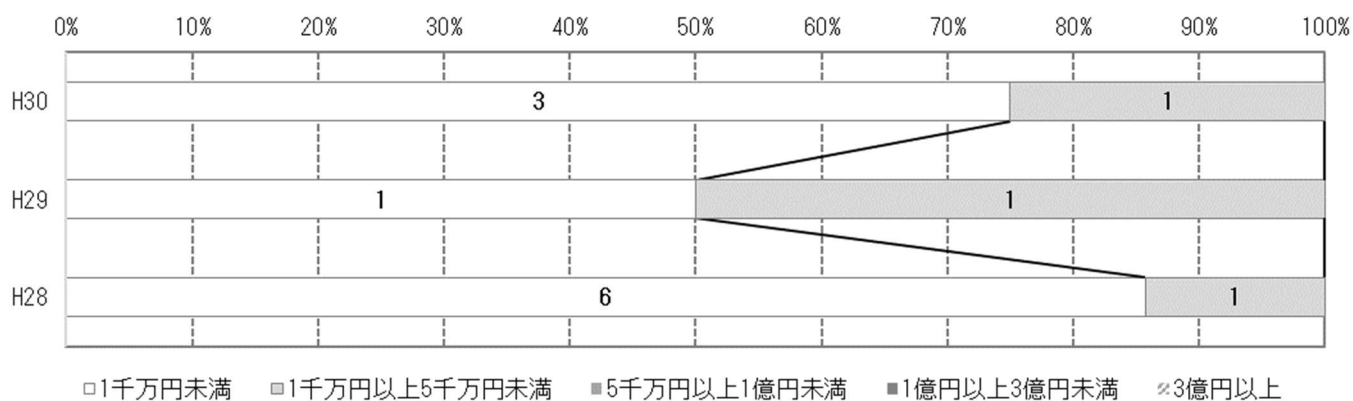


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上	
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比				
末端供給	10万人未満	191	6	4	66.7%	1	16.7%	-	-	1	16.7%	-
	10-25万人	140	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	25-50万人	53	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	50-100万人	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	408	10	8	80.0%	1	10.0%	0	-	1	10.0%	0	
用水供給	42	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	450	10	8	80.0%	1	10.0%	0	-	1	10.0%	0	

⑫簡易水道の統合推進に要する経費

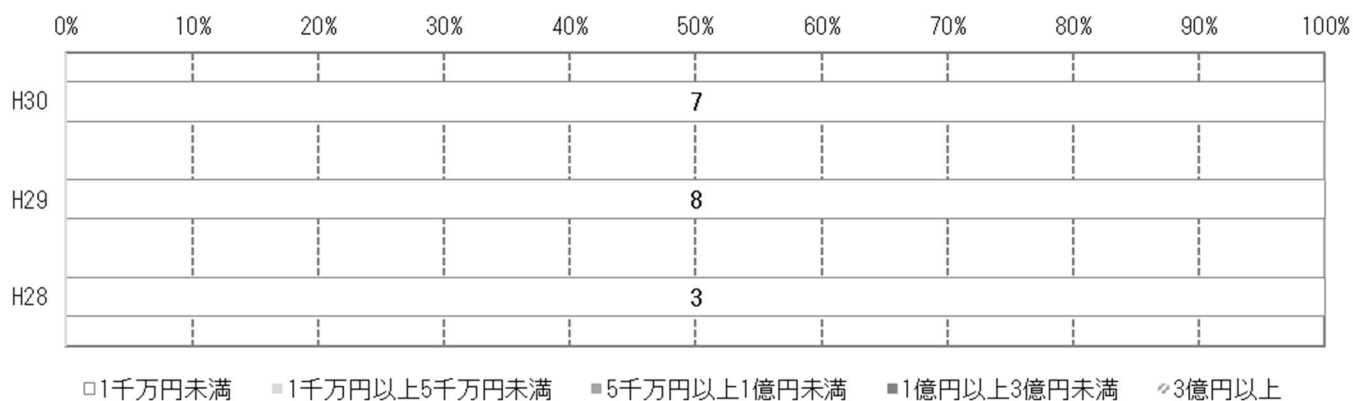


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上	
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比				
末端供給	10万人未満	191	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	
	10-25万人	140	3	2	66.7%	1	33.3%	-	-	-	-	
	25-50万人	53	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	50-100万人	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	100万人以上	13	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	408	4	3	75.0%	1	25.0%	0	-	0	-	0	
用水供給	42	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	450	4	3	75.0%	1	25.0%	0	-	0	-	0	

⑬地方公営企業法の適用に要する経費

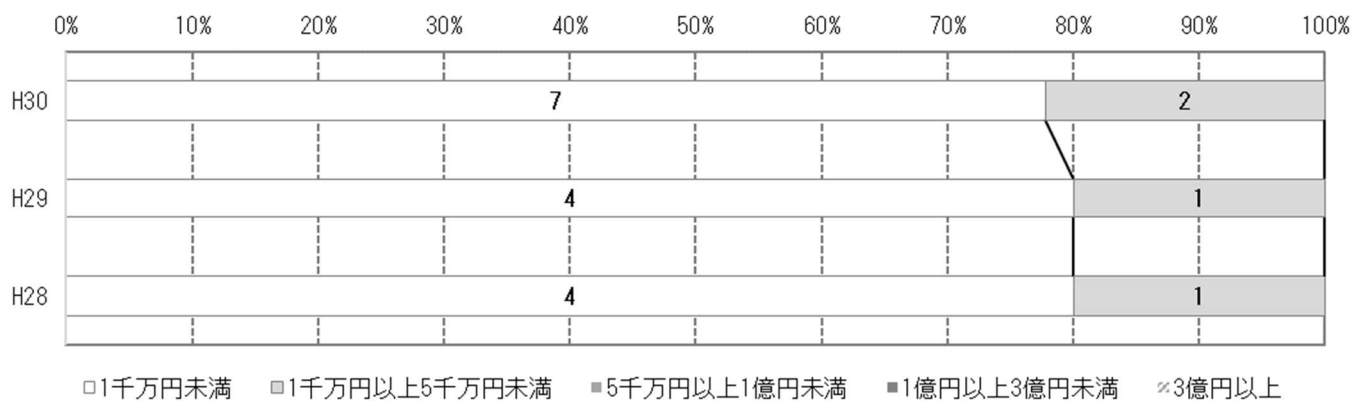


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上	
			構成比		構成比		構成比		構成比			
末端 供給	10万人未満	191	4	4	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	10-25万人	140	2	2	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	25-50万人	53	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	50-100万人	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	408	7	7	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-
用水供給	42	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	450	7	7	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-

⑭地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

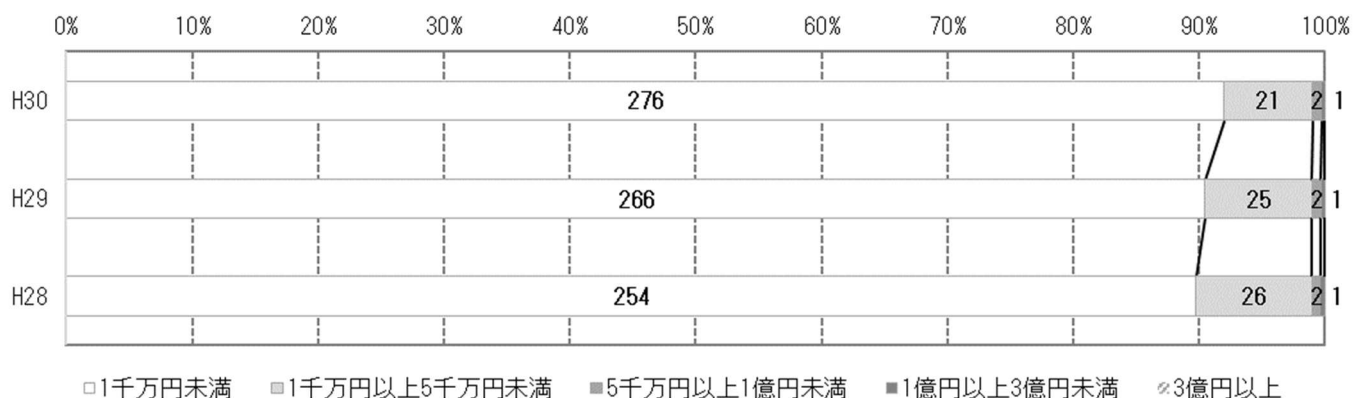


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上	
			構成比		構成比		構成比		構成比			
末端 供給	10万人未満	191	6	5	83.3%	1	16.7%	-	-	-	-	-
	10-25万人	140	2	1	50.0%	1	50.0%	-	-	-	-	-
	25-50万人	53	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50-100万人	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	408	8	6	75.0%	2	25.0%	0	-	0	-	0	-
用水供給	42	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	450	9	7	77.8%	2	22.2%	0	-	0	-	0	-

⑮地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

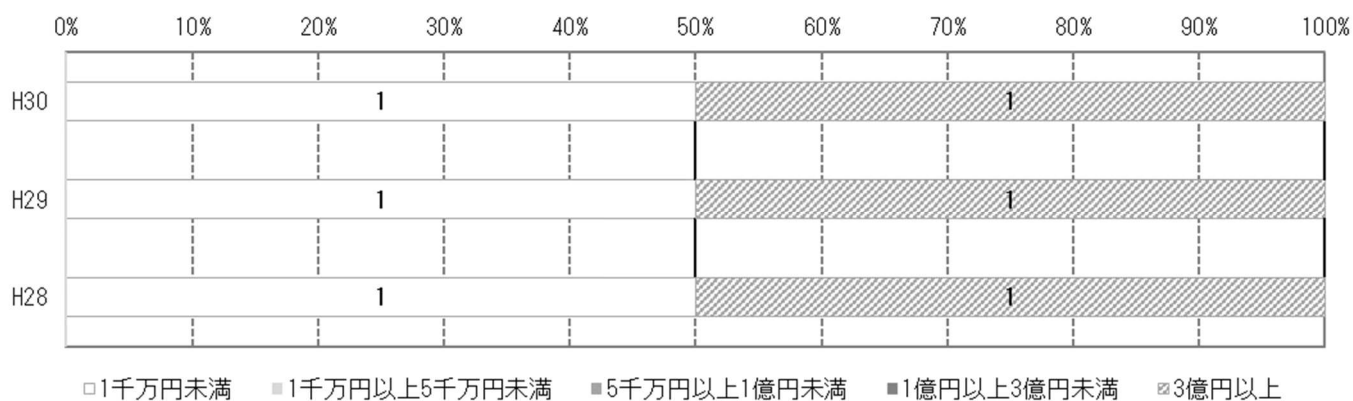


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上	
			構成比		構成比		構成比		構成比			
末端供給	10万人未満	191	118	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
	10-25万人	140	97	99.0%	1	1.0%	-	-	-	-	-	
	25-50万人	53	48	87.5%	6	12.5%	-	-	-	-	-	
	50-100万人	11	9	44.4%	5	55.6%	-	-	-	-	-	
	100万人以上	13	10	-	-	7	70.0%	2	20.0%	1	10.0%	-
小計	408	282	260	92.2%	19	6.7%	2	0.7%	1	0.4%	0	
用水供給	42	18	16	88.9%	2	11.1%	-	-	-	-	-	
合計	450	300	276	92.0%	21	7.0%	2	0.7%	1	0.3%	0	

⑯臨時財政特例債の償還に要する経費

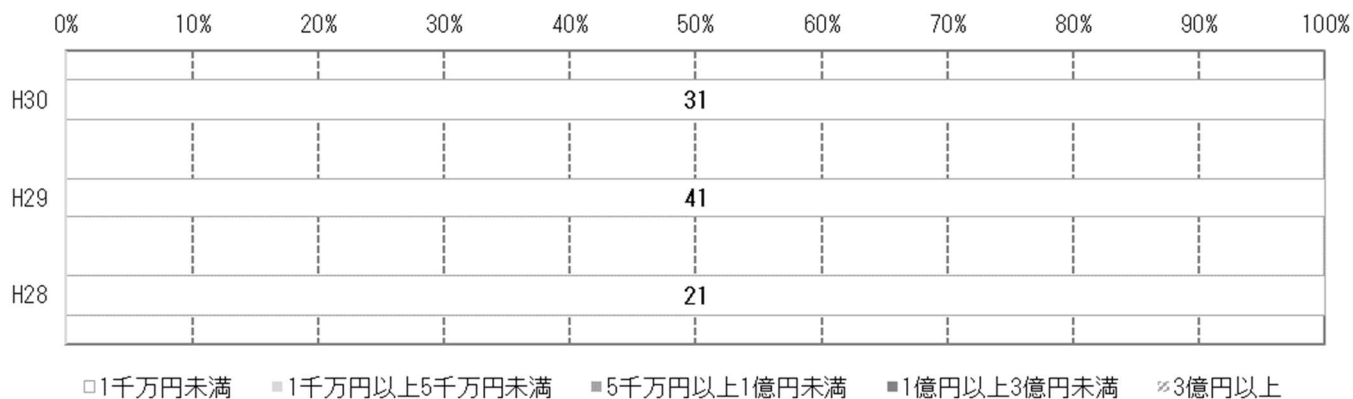


【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上	
			構成比		構成比		構成比		構成比			
末端供給	10万人未満	191	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10-25万人	140	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25-50万人	53	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
	50-100万人	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	408	1	1	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	
用水供給	42	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0%
合計	450	2	1	50.0%	0	-	0	-	0	-	1	50.0%

⑰経営戦略の策定等に要する経費



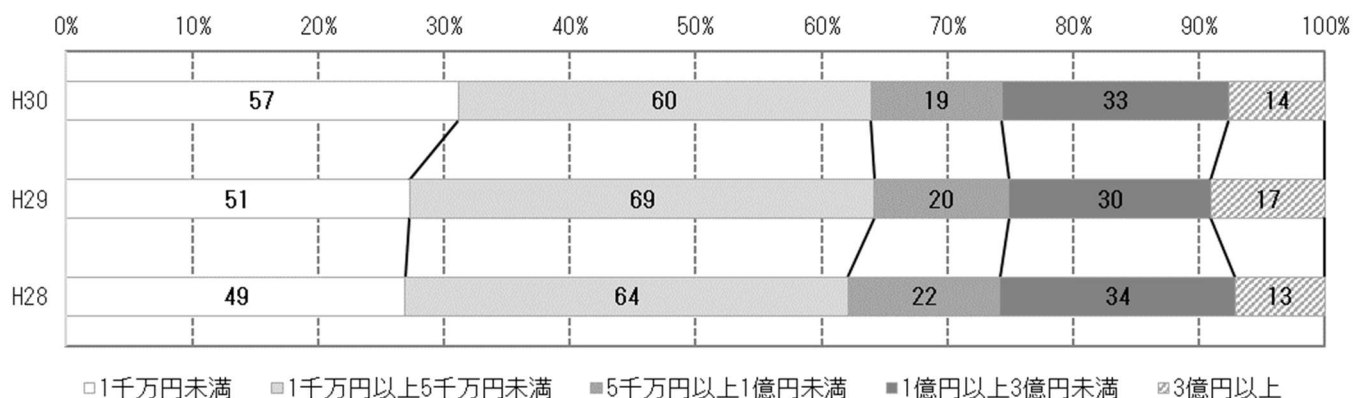
【平成 30 年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問 2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上	
			構成比		構成比		構成比		構成比			
末端 供給	10万人未満	191	14	14	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	10-25万人	140	10	10	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	25-50万人	53	6	6	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
	50-100万人	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100万人以上	13	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
小計	408	31	31	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-
用水供給	42	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	450	31	31	100.0%	0	-	0	-	0	-	0	-

⑱公共施設等運営権方式の導入に要する経費(回答なし)

⑱繰出基準外の繰入金(上記項目以外の繰入基準、協定書等にて事前設定)

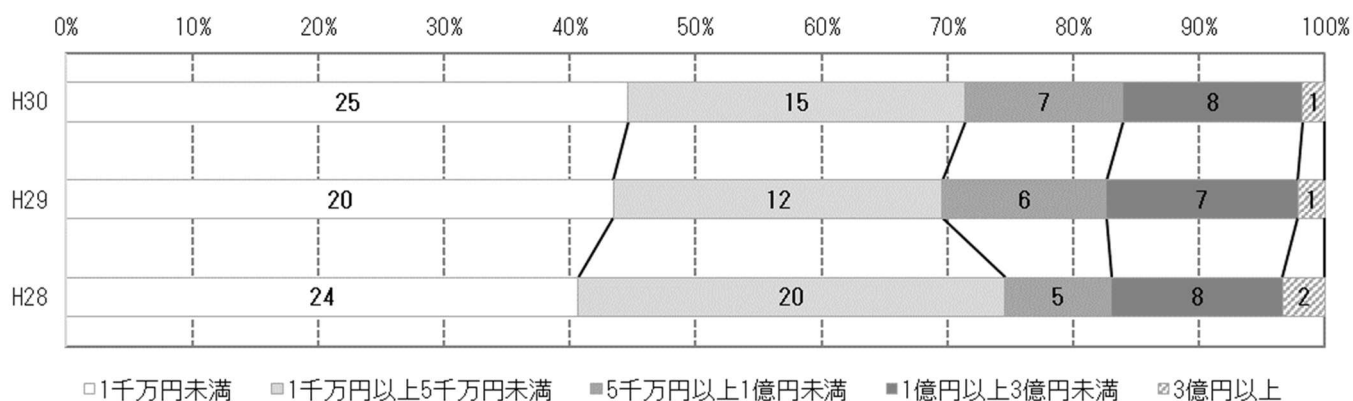


【平成30年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端供給	10万人未満	191	75	28	37.3%	26	34.7%	6	8.0%	11	14.7%	4	5.3%
	10-25万人	140	53	18	34.0%	20	37.7%	5	9.4%	7	13.2%	3	5.7%
	25-50万人	53	26	6	23.1%	7	26.9%	5	19.2%	7	26.9%	1	3.8%
	50-100万人	11	4	1	25.0%	1	25.0%	-	-	1	25.0%	1	25.0%
	100万人以上	13	11	1	9.1%	2	18.2%	-	-	4	36.4%	4	36.4%
	小計	408	169	54	32.0%	56	33.1%	16	9.5%	30	17.8%	13	7.7%
用水供給	42	14	3	21.4%	4	28.6%	3	21.4%	3	21.4%	1	7.1%	
合計	450	183	57	31.1%	60	32.8%	19	10.4%	33	18.0%	14	7.7%	

⑳繰出基準外の繰入金(臨時項目)



【平成30年度実績】

(単位：事業者数)

	対象 (問2-①)	回答	1千万円未満		1千万円以上 5千万円未満		5千万円以上 1億円未満		1億円以上 3億円未満		3億円以上		
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比					
末端供給	10万人未満	191	32	11	34.4%	11	34.4%	6	18.8%	3	9.4%	1	3.1%
	10-25万人	140	15	10	66.7%	2	13.3%	1	6.7%	2	13.3%	-	-
	25-50万人	53	7	3	42.9%	2	28.6%	-	-	2	28.6%	-	-
	50-100万人	11	2	1	50.0%	-	-	-	-	1	50.0%	-	-
	100万人以上	13	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	408	56	25	44.6%	15	26.8%	7	12.5%	8	14.3%	1	1.8%
用水供給	42	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	450	56	25	44.6%	15	26.8%	7	12.5%	8	14.3%	1	1.8%	

【問5は、問4で減額がある方へのご質問です。】

問5 問4で該当する項目のうち、繰入金の減額理由について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれお選びください。〔複数回答可〕

- ① 一般会計の財政状況の悪化
- ② 他の特別会計との公平性
- ③ 一般会計が地方交付税不交付団体
- ④ その他（具体的にご記入ください。）

（単位：事業者数）

		対象 (問4)	①	②	③	④
末端 供給	10万人未満	44	20	3	0	40
	10-25万人	34	6	0	3	37
	25-50万人	14	6	1	0	12
	50-100万人	5	2	0	0	3
	100万人以上	9	7	0	1	3
	小計	106	41	4	4	95
用水供給		14	6	0	0	20
合計		120	47	4	4	115

その他の主な減額理由

【一般会計との協議・調整等】

- ・一般会計と協定書を結び、その中で運用をしているため。
- ・一般会計との取り決めで、出資金については市独自の算出に基づき繰入れしているため。
- ・財務部局が全庁的に実施した補助金の見直しにおいて、必要性、公益性、有効性、効率性等の観点から減額となったため。
- ・水源開発に要する経費については、一般会計の財政負担を考慮し、市独自ルールを定めたため。
- ・一般会計の財政状況等を踏まえ、出資金の一部を将来に繰り延べたため。

【統合水道】

- ・統合水道に係る事業統合前と事業統合後の建設改良費に要する経費について、一般会計と独自の取決めをしたため。
- ・簡易水道事業の経営統合以降、収益的収支が悪化したため一般会計からの繰入金を出資金から基準外繰入の補助金に切り替えたため。

【構成団体との協議・協定等】

- ・繰出基準以下の内容で繰り入れる協定を構成市と結んでいるため。
- ・組織市町と別途繰出基準について協議書を取り交わしてあるため。

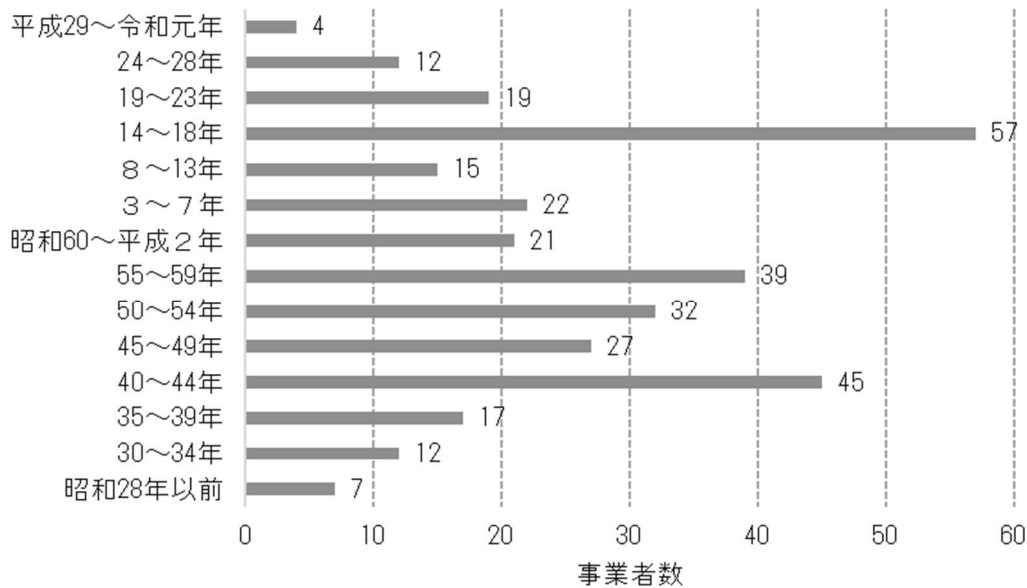
【問6から問11は、問2で①又は③を選択された方へのご質問です。③を選択された方は、受入れている最終年度を基準としてご回答ください。】

問6 貴水道事業における、繰入金に係る現況及び一般会計との協議等について、お尋ねします。

- ① 繰入金の受入れ開始年度
- ② 繰入金の負担割合の根拠（現状）
- ③ 一般会計との協定（協定書、覚書）の有無（現状）
- ④ 一般会計との協議内容・予算要求方法（現状）

① 繰入金の受入れ開始年度

（回答事業者数：329）



② 繰入金の負担割合の根拠（現状）

主な根拠

- ・繰出基準によるもの。
- ・繰入金通知（基準内）及び一般会計との協定書等（基準外）によるもの。

③ 一般会計との協定（協定書、覚書）の有無（現状）（単位：事業者数）

	協定書	覚書	その他
末端供給	84	48	83
用水供給	13	4	27
合計	97	52	110

その他の主な回答

- ・市一般会計と企業局会計の経費負担区分等の明確化に関する確認書
- ・〇〇地区整備事業に伴う上水道施設整備に関する覚書
- ・統合簡易水道に係る建設改良費等の負担割合の取り決め

④一般会計との協議内容・予算要求方法（現状）

【末端供給】

- ・出資に要する費用については、協議の上、繰出基準の2分の1を上限としている。
- ・出資（災害対策）関係で、その年の事業計画（予算）によって出資額が変わるものについては、事業内容等について説明を行い、額についても協議している。
- ・旧簡易水道事業に係る建設改良費に対する一定の負担を要求している。
- ・簡易水道事業統合に伴う起債償還については、平成29年度から令和3年度までは元利償還金の全額を繰り入れ、令和4年度から令和8年度までは一定の基準で繰り入れるものとしている。
- ・基準内繰入に基づく対象事業（上水道の出資に要する経費）があるものの、繰入れがなされていないため、毎年協議を行っている。

【用水供給】

- ・繰出基準額の2分の1（地方交付税算定）としている。
- ・生活基盤施設耐震化等交付金の対象事業費の3分の1としている。
- ・基準財政需要額に基づくこととしている。
- ・新規の繰入れがある場合には協議を行う。
(通常は、構成団体の予算要求時に算定額、算定根拠を連絡する。)
- ・10月ごろに次年度の予定額を通知し、予算措置をお願いしている。
- ・事業目的、事業効果、事業内容、所要経費等について協議している。

問7 「消火栓等に要する経費」、「公共施設における無償給水に要する経費」について、繰出基準で定める各経費の算定方法について、ご記入ください。

1. 消火栓等に要する経費の主な算定方法

1) 設置費用等

- ・設置に要した費用全額とする。
- ・工事費用に一定額を事務費用等として加算する。
- ・消火栓1基あたりの単価を基に算定する。
- ・過去の実績を基に算定する。
- ・協定や協議等で定められた額を適用する。

2) 維持管理費用等

- ・維持管理に要した費用全額とする。
- ・修繕などの維持管理費用に一定額を事務費用等として加算する。
- ・消火栓の設置基数に単価を乗じて算定する。
- ・協定や協議等で定められた額を適用する。

3) 交付税に基づく算定

- ・前年度普通交付税の消防費の消火栓維持管理費分として、基準財政需要額に算入されている額を算定する。
- ・地方交付税基礎単価（消防費の10万人あたりの単位）に給水人口を乗じて算定する。

4) 消火用水費用

- ・使用水量に給水原価を乗じて算定する。
- ・使用水量に一律の金額を乗じて算定する。
- ・消火栓の設置基数に一律の金額を乗じて算定する。

2. 公共施設における無償給水に要する経費の主な算定方法

- ・無償給水に要する費用全額とする。
- ・協定書や繰出金通知等に基づいて算定する。
- ・給水原価に実使用水量を乗じて算定する。
- ・一律の水量を適用して算定する。

問8 「地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費」が、予算要求後に増額となった場合の対応について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 当年度で対応
- ② 翌年度で対応
- ③ その他（具体的にご記入ください。）

項目	①	②	③	合計
事業者数	287	23	113	423

その他の主な回答

- ・一般会計との協議で対応する。
- ・当初予算要求した分のみで、追加対応はしていない。
- ・補正予算対応が可能な場合、極力、当年度で対応し、それ以外は繰出措置しない。
- ・人事異動に伴う児童手当受給職員数の増加を見込み、余裕を持った予算要求を行っている。
- ・一般会計との協議により、児童手当の支給に要した経費は2年前の実績を対象にしているため、予算要求後に制度変更等があったとしても影響を受けない。
- ・一般会計からの繰入金が多額であるため、児童手当が増減しても、繰入金の増減に影響しない。
- ・最終補正予算で要求するため極端な増減はない。ただし、要求後に発生した増額要因には対応できていないことから、水道事業会計の持ち出しとなる。

問9 「繰出基準外の繰入金（問4の⑱または⑳に該当する項目。ただし、災害復旧、長期借入金を除く。）」について、算定方法、一般会計との協議内容について、ご記入ください。（直近10年間）

（単位：事業者数）

		対象 (問2-①)	回答有り	
			事業者数	延べ件数
末端 供給	10万人未満	191	105	206
	10-25万人	140	71	171
	25-50万人	53	30	87
	50-100万人	11	4	9
	100万人以上	13	11	25
	小計	408	221	498
用水供給		42	15	26
合計		450	236	524

主な回答

【災害対策】

内容	算定方法	一般会計との協議内容
災害対策用に貯水槽を市内の学校に設置	設置費用の全額を起債対応とし、元利償還額の2分の1を繰り入れる	算定方法を元利償還期日まで継続
災害等が発生したときに使用する発電機等を購入し格納庫に保管しているこれらの修繕費を繰り入れしている	修繕費の全額	予算額を伝え同額を計上してもらっている
震災時応急給水拠点整備事業に対する繰入れ	震災時応急給水拠点整備事業における企業債元利償還額の2分の1	基準内繰入(出資に要する経費)に上乗せして、事業費全体の2分の1を一般会計で負担する

【福祉減免】

内容	算定方法	一般会計との協議内容
水道料金減免	<ul style="list-style-type: none"> 従量料金 1 m³につき 11 円減免 従量料金 1 m³につき 60 円減免 従量料金の 10%減免 	一般会計の政策として実施しているため、一般会計に負担を求めているもの
公衆浴場用料金について、料金改定を反映した本来の水道料金と実際に調定した水道料金との差額	本来料金(料金改定を反映した料金)ー実際に調定した水道料金	市の施策において公衆浴場用の水道料金を据え置くこととしたため、差額について繰入れを実施
水道料金の基本料金分の減免額を繰り入れる	減免世帯×基本料金	福祉政策の一環として依頼があったため、当初は生活保護家庭を対象としていたが、現在は身体障害者等が対象
水道料金の減免金額を一般会計から繰入れている	当該年度中に減免した水道料金の基本料金を集計し、繰入額を算出している	左記算定方法により算出した繰入額を基準外繰入金として一般会計に請求することを協議済み
生活保護世帯等に対する水道料金減免	料金減免(基本料金相当額)を繰入れ	料金改定時の議会付帯意見
台風 21 号による被災者に対し行った水道料金の減免分の繰入れ	床上浸水者 10 m ³ 、床下浸水者 5 m ³ の料金減免分を繰入れ	市の施策により行ったため、一般会計からの繰入れにより対応
東日本大震災に伴う避難者への水道料金減免に対する補助	使用料金全額	災害関連については、一般会計における減免等の対応と併せることで協議済

【小規模集落】

内容	算定方法	一般会計との協議内容
集落で管理していた小規模水道について、管理が難しくなったため移管されたもの	移管時の固定資産に対する減価償却費相当額（毎年）	使用者がごく少数であり、使用料では維持管理が難しいため、移管の条件として施設の減価償却費相当は負担してもらうこととした

【簡易水道】

内容	算定方法	一般会計との協議内容
統合した簡易水道事業に対する経営費補助	減価償却費の一部を補助	統合前の簡易水道事業は、一般会計からの繰入れにより黒字となっていたため、事業統合後も減額はするが経営費補助として継続することとした
簡易水道事業を上水道事業に統合後3年間について、激変緩和のための負担金	収支不足分に対し、協議した比率を乗じた金額	激変緩和の有無、繰入期間、負担割合、算定方法
簡易水道事業債の元利償還金	繰出基準を超えた元利償還金の全額	簡易水道事業を統合する時点で、元利償還金の全額を繰出条件で協議
旧簡易水道事業に係る起債償還元金	繰出基準の基準内を除いた分	簡易水道事業統合に伴う負担増加による、水道料金の高騰を防ぐため
統合前の簡易水道事業に対する繰入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・統合前の簡易水道事業における企業債元利償還額（繰出基準に上乘せ） ・減価償却費等 	簡易水道事業統合時に覚書を締結上水道使用者の負担にならないよう、当面、これまでの簡易水道事業特別会計と同様に一般会計からの繰入れを継続する

【過疎債】

内容	算定方法	一般会計との協議内容
過疎債元利償還金	過疎債の元利償還金×70%	統合前の簡易水道事業では、過疎債の借入を行っており、統合後は、水道事業で償還を行うこととなったそのため、当該過疎債の元利償還額の普通交付税措置分については、一般会計から繰入れしている
過疎対策事業に係る企業債元利償還金	元利償還金×70%	過疎対策に要する経費として普通交付税措置される額を繰り入れる

【その他】

内容	算定方法	一般会計との協議内容
企業誘致の際に水道管布設のために要した企業債の償還金(元金・利子)を一般会計が負担する	対象事業に係る起債借入元利償還金	起債償還まで毎年度元利償還金分を一般会計が負担する
給水車購入に関する協定書に基づく負担金	給水車購入費用	内容、金額等を協議
給水車購入に係る補助金	給水車購入費用の2分の1以内	県交付金要綱に則って、一般会計で取りまとめている
水道施設の一部が日本遺産に認定されたことにより、一般開放等するために必要な整備を行い、その一部を一般会計が補助	対象整備費の2分の1を補助	文書のやりとり(依頼→回答)で補助決定事業完了後、精算して額決定
水道事業の経営基盤強化のため、安全対策事業等に係る事業費から一定割合を出資	経営計画期間中である平成27～30年度の総事業費を算出し、総務省の繰出基準に該当しない事業費を4年で割り返し一定額を算出	総務省の繰出基準に基づく出資額と繰出基準外の出資額を併せ、いくらの出資とするか協議
未普及地域における配水支管整備事業に係る補助金	未普及地域における配水支管整備事業に係る当該年度の元利償還金に対して、一定割合を乗じた額	市独自のルールに基づき、元利償還金の一部を繰入れ
未普及地域解消事業、物流団地水道布設工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業債の元利償還金の全額 ・当該地域での給水開始後の水道施設の維持管理に要する経費(動力費、修繕費、資本的修繕費等)の全額 	一般行政施策としての性格を有する事業について、公営企業(水道)で整備したものについては、当該事業に充てた企業債の元利償還金相当額、維持管理に要する経費を一般会計から繰入れを行う

問 10 地方公営企業法第 17 条の 3 で定める「災害の復旧」による繰入金を受入状況について、お尋ねします。(直近 10 年間)

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 受入れたことがある。(算定方法、受入額、年度、災害内容)
- ② 受入れたことがない。
- ③ その他(具体的にご記入ください。)

(単位：事業者数)

		対象 (問 2-①)	①	②	③
末端 供給	10 万人未満	191	27	159	0
	10-25 万人	140	15	120	1
	25-50 万人	53	10	42	0
	50-100 万人	11	0	11	0
	100 万人以上	13	4	9	0
	小計	408	56	341	1
用水供給		42	1	39	0
合計		450	57	380	1

主な算定方法

- ・繰出基準通知(東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出基準)に基づく額とする。
- ・熊本地震に係る災害応急対策等に要する経費の実費求償額とする。
- ・災害対応に係る職員人件費、支援対応及び水道施設の復旧に係る経費とする。

主な災害内容

- ・東日本大震災(平成 23 年)
- ・熊本地震(平成 28 年)
- ・平成 30 年 7 月豪雨

問 11 地方公営企業法第 18 条の 2 で定める「長期貸付け」による借入金の受入状況について、お尋ねします。(直近 10 年間)

次のうち、あてはまる項目を〔1 つだけ〕お選びください。

- ① 受入れたことがある。(借入理由、借入額、年度、借入利率)
- ② 受入れたことがない。
- ③ その他(具体的にご記入ください。)

(単位：事業者数)

		対象 (問 2-①)	①	②	③
末端 供給	10 万人未満	191	1	181	0
	10-25 万人	140	4	134	0
	25-50 万人	53	1	51	0
	50-100 万人	11	0	11	0
	100 万人以上	13	0	13	0
	小計	408	6	390	0
用水供給		42	4	36	0
合計		450	10	426	0

主な借入理由

- ・建設改良費に充てるため。
- ・企業債償還金に充てるため。
- ・料金改定(引き下げ)に伴う営業運転資金不足に対応するため。
- ・水源費の一部に充てるため。

【問 12 から問 20 は、調査対象者全員への共通のご質問です。】

問 12 繰入金の減額(問 2 で「②受入れていない」と回答したものも含む。)に対する対応策を検討した経緯及び※3 項目について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をそれぞれお選びください。〔複数回答可〕

- ① 議会等からの要望
- ② 水道事業者(管理者等)の判断
- ③ 経営状況の悪化
- ④ 料金改定
- ⑤ 検討していない
- ⑥ その他(具体的にご記入ください。)

※3 問 4 の①~⑩の項目への減額に対する対応の経緯を、問 12 の回答区分に応じて項目整理する。

<①~④、⑥を選択された方は、問 13 へお進みください。>

<⑤を選択された方は、問 17 へお進みください。>

繰入金の減額に対する対応策を検討した事業者数

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥
事業者数	2	27	8	5	395	23

繰入金が減額された項目ごとの回答数

繰入金が減額された項目	対応策を検討した経緯	①	②	③	④
消火栓等に要する経費		0	4	0	0
上水道の出資に要する経費		0	8	2	2
上水道の水源開発に要する経費		1	3	1	0
上水道の広域化対策に要する経費		1	3	0	0
上水道の高料金対策に要する経費		0	1	0	0
統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費		0	3	1	1
簡易水道の建設改良に要する経費（簡易水道事業）		0	1	1	0
地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費		0	6	1	0
繰出基準外の繰入金 （上記項目以外の繰入基準、協定書等にて事前設定）		0	4	3	2
繰出基準外の繰入金（臨時項目）		0	1	0	0
合計		2	34	9	5

⑥その他の主な具体的事例

【末端供給】

- ・令和2年度から簡易水道事業特別会計の法適化により、繰入金が減額される見込みのため、検討している。
- ・起債償還元金については、簡易水道事業特別会計に繰り入れる取り決めをしているため。
- ・一般会計に対し、引き続き、繰出基準に該当するものは全額繰出すべきとして、毎年度、予算要求を行っている。
- ・上水道、下水道の組織統合があったことで、それまで水道事業では馴染みの無かった財政部局との協議が定期的であり、その中で検討課題にする事ができた。
- ・財政部局と消火栓等に要する経費について、令和元年度の予算から対応することを協議した。
- ・構成市町の負担割合が決まらず支出に至らなかったため、給水収益で対応することにした。
- ・安全対策出資に関して一般会計の財政状況の逼迫に伴い繰入金を調整させてもらいたい旨の要望があり、両会計の経理担当課で協議した結果、後年次に繰入れを繰り延べることで妥結した。

【用水供給】

- ・児童手当支給額が少額であることや構成団体の財政状況を顧みて繰入金の対象としていない。
- ・水源開発に要する経費及び広域化対策に要する経費は、覚書により算出方法を百万円未満切捨てとなったため検討はしていない。一方、出資に要する経費の耐震化事業と児童手当に要する経費について繰入れを要望しているが、全額繰入れを受けられていないのが現状である。

- 問 13 繰入金の減額対策に係る検討結果について、お尋ねします。
 次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。
- ① 検討し、改善した。
 - ② 検討したが、改善しなかった。
- <①を選択された方は、問 14 へお進みください。>
 <②を選択された方は、問 17 へお進みください。>

問 12 において①～④、⑥と回答した事業者が検討を行った結果

項 目	①	②	合計
事業者数	18	30	48

- 問 14 繰入金の減額に対する対応策の検討を開始した時から、改善されたときまでの期間について、お尋ねします。
 次のうち、あてはまる項目をそれぞれ〔1つだけ〕お選びください。
- ① 2年以上
 - ② 1年以上～2年未満
 - ③ 1年未満

項 目	①	②	③	合計
事業者数	8	6	4	18

- 問 15 繰入金の減額に対する対応策改善効果について、改善されたことによる増収額をご記入ください。

増 収 額	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 3億円未満	3億円以上	合計
事業者数	6	4	0	2	0	12

問 16 貴水道事業において検討された対応策による改善にあたり、一般会計等への説明で工夫した点をご記入ください。

【交付税措置】

- ・基準内繰入金は、市全体として考えたときに交付税措置の面で有利となることを一般会計財務部局と共有した。
- ・基準内の繰入れであることや、その一部については地方交付税等において考慮されるものであること、また、今後の水道事業の経営状況(耐震化の推進や更新事業が増加すること等)を踏まえた説明をした。

【児童手当】

- ・児童手当について、やはり当然もらうべきものだとの判断により、再度要求した。
- ・一部事務組合(企業団)における児童手当に係る構成団体における財源措置がないため、構成市から繰入れの停止を要望されたが、民間企業においても児童手当は支給される事実に基づき当企業団にも必要不可欠な繰入金であることを説明し、了承され、従前のおり繰入れが存続された。

【財政計画策定】

- ・経営戦略の投資・財政計画を出資金がある場合とない場合をそれぞれ作成し、説明した。
- ・一般会計からの繰入れのため、一般会計の財政状況を確認したうえで、水道事業の収支状況から必要額を算出し協議している。
- ・水道事業の経営戦略において近い将来に赤字が見込まれ料金改定も想定していること、また、当局で運営する公共下水道事業の使用料改定において、市民の理解を得るためには繰出基準どおりの繰入れが前提であることや、将来の水道事業の料金改定においても同様であることなどを説明した。

【その他】

- ・近隣市への状況確認を行った。
- ・毎年度の予算要求時に財政部局と経費負担の協議を重ねてきたこと。
- ・構成団体としては、年度途中に新規で予算計上することや大幅な増額補正をすることといった対応が困難であることから、新年度からの改善をお願いしたほか、構成団体の水道担当部、課及び財政担当課それぞれに対して丁寧の説明を行った。

問 17 日本水道協会発行「水道事業における公費負担のあり方について」(平成 10 年 10 月)について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目を〔1つだけ〕お選びください。

- ① 認知している・活用している。(活用方法等についてご記入ください。)
- ② 認知している・活用していない。
- ③ 認知していない。

項 目	①	②	③	合計
事業者数	4	164	275	443

問 18 水道事業における公費負担のあり方及び国に対して望む施策等について、お尋ねします。

次のうち、あてはまる項目をお選びください。〔複数回答可〕

- ① 地方公営企業繰出制度の要件緩和及び拡充
- ② 一般会計からの繰出が確実に実施される繰出制度の法制化
- ③ 地方公営企業繰出基準における算定基準の明確化
- ④ 繰出金に係る一般会計の地方交付税措置の拡充
- ⑤ ない
- ⑥ その他（具体的にご記入ください。）

<①～④、⑥を選択された方は、問 19 へお進みください。>

<⑤を選択された方は、問 20 へお進みください。>

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥
事業者数	204	172	129	205	134	17

⑥ その他の主な回答

【繰出制度の拡充、要件緩和】

- ・ 広域連携に係る事業に要する経費について、地方公営企業繰出制度を拡充してほしい。
- ・ 平成 28 年に水道事業と簡易水道事業を経営統合したが、それまで簡易水道事業での基準内繰入が経営統合したことにより基準外となったため、繰出通知の要件緩和を要望する。
- ・ 水道事業の効率化の一つとして管路のダウンサイジングがあるが、消火栓の設置に関連して、消火用水量の確保の観点から、管路をφ100 以下にスペックダウンすることが困難である。ダウンサイジングができない分について、口径維持に係る費用を、消火栓を維持するための経費として繰入れを行えるものとし、それに係る経費を地方財政の需要額に算入（交付税措置の対象）することにより、一般会計側から繰入れを行いやすくしてほしい。

【国庫補助】

- ・ 国庫補助対象事業費を拡充してほしい。
- ・ 老朽施設等の更新における建設投資については、一般会計の公費負担を廃止し、建設の進捗を加速させるよう国庫補助制度の見直し（現行 3 分の 1 ⇒ 3 分の 2）をご検討いただきたい。

【一部事務組合】

- ・ 交付金による経済対策・財政支援が行われる際は、普通地方公共団体に限定することなく、特別地方公共団体である一部事務組合（企業団）へ直接交付される仕組みの構築を要望する。
- ・ 企業団などの一部事務組合の場合、独立した地方公共団体となるため、一般会計への地方交付税措置などの内訳が不明確な財源では繰入れがされない恐れがあるため、交付税措置ではなく、算定基準を明確化し、地方公営企業繰出制度を法制化すべきと考える。

【その他】

- ・公共事業の施行に伴う公共補償判断基準について、赤字の判断基準に高料金団体を追加し、減耗分については材料費のみの減耗とするなど、出来るだけ原因者負担の原則となるような基準としてほしい。
- ・廃止となった施設の解体について、企業用財産ではなく普通財産としての解体を認めてほしい（過疎債等の充当を認めてほしい）。
- ・5%未満の企業債についても公的資金補償金免除の繰上償還を実施されることを望む。
- ・激甚地区に対する施策の要件を緩和してほしい。
- ・地方公営企業繰出制度の利用を通じ、公営企業の経営基盤を確固なものとするよう一般会計側に働きかけを強くしてほしい。

問 19 貴水道事業が要望する事項について、より具体的にご記入ください。

【繰出基準の拡充等】

- ・企業債元利償還金に対する繰出制度と地方交付税措置を拡充してほしい。
- ・市町村合併による地理的条件等により高料金となっている事業体に対する地方公営企業繰出制度と地方交付税措置を拡充してほしい。
- ・繰出基準を拡充してほしい。例えば、児童手当は3歳未満の15分の8を15分の15に、経費の全額を望む。
- ・簡易水道事業は、一般会計からの繰入れ等を主な財源として、収支の均衡を保っている。このような簡易水道事業を統合することは、上水道事業の健全な経営に支障を来たすおそれがあるため、簡易水道事業統合後に関する繰出基準の拡充を希望する。
- ・水道事業の健全な経営を確保し、水道料金高騰化を抑制するため、地域の実情を踏まえ、起債の融資条件等を改善するとともに、地方公営企業繰出制度を拡充してほしい。

【新しい繰出制度の確立】

- ・繰出基準の事業経費であっても一般会計の財政状況により左右されない制度を確立してほしい。
- ・交付先が普通地方公共団体に限定される交付金は、一部事務組合である企業団の場合、構成団体である複数の普通地方公共団体から交付金の再配分を受ける形となり、対象事業を確実、迅速に実施し、安定供給体制の維持確立を図るためにも、事業を実施する企業団へ直接交付されることが必要である。

【その他】

- ・管路耐震化等に係る繰出基準について通常事業費上積分ではなく持続的に事業実施が可能な制度に緩和してほしい。
- ・合併市町村に対する施設統合等の期限の延長（合併規模が大きいほど短期間での事業実施は困難）。そのほか、一般会計からの出資ルールについても緩和してほしい。
- ・当企業団は平成28年度に3市5町の水道事業が統合し事業を運営している。繰出基準となっている一般会計出資金については、企業団規約により8団体が支弁割合により負担することになっているが、8団体に合意を得て、一般会計出資を受けることは各団体の財政を圧迫するなどから出資金は受けず、建設事業費については、国庫補助金3分の1、企業団3分の2となっている。一般会計からの公費負担を見直し、国と水道事業間において国庫補助率を上げるなど財政措置を拡充し、水道事業の広域化や老朽施設の更新を進捗させる仕組みが必要ではないかと考える。

問 20 水道事業における公費負担のあり方について、日本水道協会に対して望むこと等をご記入ください。

- ・即効性のある経営状況の改善が図れる制度の創設・拡充を国に対し強く要望してほしい。
- ・水源開発や災害対策等においては「独立採算」の原則だけに依るべきでなく、税による施策が必要であるといった理解が促進されるよう啓発してほしい。

資料3 公費負担に関する事例紹介

1. 公費負担事例のヒアリング調査

今回のアンケート調査では、水道事業者における繰出基準内の繰入金に関する状況や繰出基準外の繰入金等の調査を行ったが、アンケート調査の結果、繰出基準内の繰入金については、繰出基準額の全額が繰り入れできていない、又は減額されている水道事業者が見受けられ、繰出基準外の繰入金では、住民福祉の向上や災害復旧等に係る繰入金があった。

繰出基準内外の繰入金の取り扱いや考え方については、地方公共団体により様々であるが、水道事業者にとって参考となることから、本協会では水道事業者における繰入金の今後の取り扱いや考え方の参考となるよう、次の水道事業者にヒアリング調査を実施し、その結果について紹介する。

紹介事例

- 1) 千葉県企業局
- 2) 柏崎市上下水道局
- 3) 南魚沼市上下水道部
- 4) 高岡市上下水道局
- 5) 福山市上下水道局
- 6) 徳島市水道局
- 7) 松山市公営企業局
- 8) 今治市水道部

1) 千葉県企業局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
3,042,838 人	305,951 千 m ³	60,066,813 千円	115.2%	0.0%	0.9%

2. 基準内繰入金について

千葉県企業局では、県一般会計部局の財政状況の悪化のため、平成 6 年度から段階的に基準内繰入金が削減され、平成 15 年度以降、繰入は行われていない。

しかしながら、今後、水道施設の更新・耐震化等に多額の建設事業費が必要となることなども踏まえ、県一般会計部局と協議を行っているところである。

3. 基準外繰入金について

(1) 房総導水路に対する割賦負担金、緊急改築事業の負担金

①概要

平成 15 年に県一般会計部局及び関係機関との間で、既存水源の有効利用を図る水源調整計画について了解がなされた。この計画は、水源不足が見込まれていた県内事業体へ当時の水道局（以下「旧水道局」という。）の保有水源を譲渡し、その代替水源として旧水道局は房総導水路において生じていた工業用水の余剰水源を新たに水道用水の水源として取得することとしたものである。

本計画については、県一般会計部局が旧水道局に県機関の一員として協力を依頼したものであることから、旧水道局の負担増加を回避することが必要となり、県一般会計部局から旧水道局に対して資金措置を講じることとしたものである。

②繰出対象

・房総導水路に対する割賦負担金

内容：企業局が負担している金額の見合分について、県一般会計部局から繰り入れている。

一般会計からの繰入時期：当該年度

・緊急改築事業の負担金

内容：企業局が負担している金額の見合分について、県一般会計部局から繰り入れている。

（緊急改築事業は、平成 26 年度から令和 2 年度まで実施予定）

一般会計からの繰入時期：翌年度（事業費精算後とするため）

4. 災害復旧による繰入金

(1) 東日本大震災の復旧に要する経費

①概要

地方公営企業法第17条の3で定める「災害の復旧」による繰入金については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によるものがある。

具体的には、浦安市を中心に発生した液状化等により配水管設備に被害があったことによる布設工事や修繕工事の経費が挙げられる。

なお、対象となった主な工事は以下のとおりである。

災害復旧事業（東日本大震災）に係る繰出金 対象工事一覧【千葉県企業局】

年度	事業区分	対象	主な工事内容	地域
H23	国庫補助 対象事業	配水施設	送・配水管漏水修繕工事（補修金具取付等）	千葉市、船橋市、浦安市、 市川市、松戸市
			配水管布設替工事	
			水道施設復旧工事（水道施設修繕工、配水管修繕、給水管修繕、等）	
		導水施設	浄水場導水管補強工事、浄水場導水管漏水修理工事	
	単独事業	配水施設	水道施設復旧工事、送・配水管漏水修繕工事、配水管布設替工事	千葉市、船橋市、浦安市、 市川市、松戸市、成田市
			配水管修繕工事	
災害復旧関連配水管布設替工事				
排水処理施設修繕工事（汚泥脱水機修繕・・・ろ布交換工等）				
導水施設	浄水場導水管補強工事、浄水場導水管漏水修理工事			
H24	国庫補助 対象事業	配水施設	配水管布設替工事	浦安市、習志野市
	単独事業	配水施設	配水管布設替工事	浦安市、習志野市、 市川市、船橋市
H25	国庫補助 対象事業	配水施設	配水管布設替工事	浦安市
			水管橋補修工事に伴う不断水分岐弁製作並びに接合工事	
	単独事業	配水施設	水管橋上部工補修工事（橋梁修繕・可撓管設置）	浦安市
			水管橋下部工補修工事（橋台改修工・仮配管工）	
		配水管布設替工事		
H26	単独事業	配水施設	水管橋上部工補修工事（橋梁修繕・可撓管設置）	浦安市
			水管橋下部工補修工事（橋台改修工・仮配管工）	

※繰出基準は各年度の「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について（通知）」（総務省）に基づく
※繰出基準区分：災害復旧事業に要する経費

②算定方法

総務省通知（東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出基準）に基づいている。予算要求については、当初予算で算定することが困難であるため、補正予算にて対応する形をとった。

5. 今後の課題

今後、水道設備の更新・耐震化等に多額の建設事業費が必要となることを見込まれており、その財源の一部として、総務省通知に基づく繰り出しがなされるよう県一般会計部局と引き続き協議を行っていく必要がある。

なお、繰出金に係る一般会計の地方交付税措置の拡充がなされれば、協議に資するものとする。

2) 柏崎市上下水道局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
87,915 人	11,386 千 m ³	2,070,153 千円	102.8%	5.7%	11.0%

2. 基準内繰入金について

柏崎市上下水道局では、平成 26～30 年度における基準内の繰入金は、8 項目であった。一般部局との協定書や覚書等の作成はしていないが、予算編成時において一般部局の財政担当課と協議し、予算計上している。なお、繰入を行った経費は、次のとおりである。

消火栓等に要する経費	簡易水道の建設改良に要する経費
上水道の水源開発に要する経費	簡易水道の高料金対策に要する経費
上水道の高料金対策に要する経費	簡易水道の統合推進に要する経費
統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 簡易水道財政補助

①概要

旧簡易水道は、給水人口が少なく赤字体質だが、上水道と簡易水道の料金は同一であり、同一会計で処理していることから、簡易水道の赤字を上水道が賄うことを回避するため、収益的収支の赤字分を一般会計から繰り入れることとしている。

②対象

旧簡水であった谷根地区、高柳地区及び石黒地区が対象である。

③算定方法

旧簡水分の（前々年度 3 条収益－前々年度財政補助－前々年度 3 条支出）
× 1 / 2

(2) 刈羽村給水負担金

①概要

柏崎市と刈羽村において「柏崎市の水道事業に刈羽村の水道事業を統合す

ることに関する基本協定」(平成 21 年 8 月 26 日)が締結された。この事業統合に伴う負担金 32 億円を原資として「柏崎市公営企業経営安定基金条例」を制し、基金を設立した。同基金は、水道料金安定化対策事業及び公営企業に係る災害復旧事業債償還円滑化事業に限り処分することができるとしていることから、柏崎市上下水道局では水道料金安定化及び災害復旧事業債償還のために繰り入れている。

②繰入方法

平成 22 年度から令和 5 年度までの 14 年間を繰入期間とし、平成 22、23 年度は各 2 億円、以降の年度は各 1 億円が繰り入れられ、総額は 16 億円となる。

(3) 電源交付金事業に要する経費

①概要

発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付され、柏崎市上下水道局では、水道施設の整備のために繰り入れている。

②算定方法

事業に必要な額を予算編成時に財政担当課と協議し、予算計上し繰り入れることとしている。

4. 災害復旧による繰入金

(1) 災害復旧の元利償還金に要する経費

①概要

柏崎市における地方公営企業法第 17 条の 3 で定める「災害の復旧」による繰入金については、平成 19 年 7 月 16 日に発生した中越沖地震によるものがあつた。特別交付税に関する省令第 3 条 3 号の事項 9 に該当するものとして、起債を行った 7 億 8,970 万円についての元利償還金の全額を繰り入れている。

②算定方法

災害復旧債の当年度元利償還金の全額

5. 今後の課題

繰出基準に沿った事業に係る経費であっても、実際の繰出金の拠出は、一般会計の財政状況によって左右されることが考えられることから、繰出金の基準の明確化が求められる。

3) 南魚沼市上下水道部

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
55,599 人	6,217 千 m ³	1,464,730 千円	112.8%	13.8%	7.0%

2. 基準内繰入金について

南魚沼市上下水道部では、平成 25 年度以降における基準内繰入金については、基準額のとおり繰り入れている。財政部局との協定書や覚書等の作成はしていないが、予算編成時において事前に予算要求額を示し、予算計上している。繰入を行った経費は、次のとおりである。

- ・ 上水道の水源開発に要する経費
- ・ 上水道の広域化対策に要する経費
- ・ 上水道の高料金対策に要する経費
- ・ 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費
- ・ 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 福祉減免制度に係る繰入金

①概要

平成 24 年 8 月より、住民福祉の向上に寄与することを目的として創設された福祉減免制度について、その減免額を繰り入れるものである。

②対象

南魚沼市に住所を有し、市県民税が非課税世帯でかつ、高齢者（申請時における年齢が満 65 歳以上の人）のみで生活をしている世帯。ただし、世帯員のすべてが長期入院もしくは施設入所している世帯、生活保護世帯は対象外とする（南魚沼市水道給水条例施行規程第 19 条）。

③減免額

基本料金 2,415 円／月を 1,155 円／月とする。（1,260 円の減免）

④繰入額の算定

減免金額と対象予定件数から予算要求額を算出し、財政部局へ予算要求している。

(2) 基本料金減免制度に係る繰入金

①概要

平成30年4月より、市内一律同じ水道サービスを行っているなか、上水道料金と旧簡易水道料金との料金体系の不均衡を解消するための減免制度について、その減免額を繰り入れる（南魚沼市水道給水条例施行規程第19条の3）。

②対象

旧簡水区域を除く上水道区域及び旧簡水区域の基本料金。

③減免額

次の通り市内全域10³m³までの基本料金を2,200円（8%税込み）に統一する。

区分：（一般用の基本料金、8%税込み）	現行料金	改正後料金
上水道区域（旧簡水区域を除く）	2,415円	2,200円
旧簡水区域（後山、辻又、清水、栃窪・岩ノ下）	2,205円	2,200円

※令和元年10月からは消費税増税に伴い2,240円である。

④繰入額の算出

基本料金減免制度に係る必要財源を減免金額と対象予定件数から算定し、福祉減免制度に係る繰入金と合わせ、財政部局と協議の上、一般会計と水道事業会計の財政負担割合を定め、繰入額を決定する。

4. 今後の課題等

地方公営企業繰出制度の要件緩和及び拡充、地方公営企業繰出基準における算定基準の明確化が課題と捉えているが、特に算定基準の明確化については、算定基準の変更による財政計画への影響が懸念されるため、強く要望したい。

4) 高岡市上下水道局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
155,013 人	14,732 千 m ³	2,787,017 千円	121.6%	0.8%	13.4%

2. 基準内繰入金について

高岡市上下水道局では、平成 26～30 年度における基準内の繰入金は、5 項目であった。一般部局との協定書や覚書等の作成はしていないが、予算編成時において一般部局の財政担当課と協議し、予算計上している。繰入を行った経費は、次のとおりである。

- ・消火栓等に要する経費
- ・上水道の出資に要する経費
- ・統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費
- ・簡易水道の事業統合推進に要する経費
- ・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 消火栓増径負担金

①概要

一般会計の財政状況により、消火栓増径に係る費用について、償還方式を採用し、その費用について繰り入れている。

②算定方式

前年度実績を元金とした企業債償還方式を準用（5 年据置、25 年元利均等）

(2) 専用水道経費負担金

①概要

地域主権一括法によって専用水道に係る事務（専用水道施設の立入検査）の移譲による費用分を繰り入れている。

②対象経費

人件費等事務費相当分

(3) 公園管理負担金

①概要

配水池の一部を公園として開放することで、その公園管理に係る維持管理費を繰り入れている。

②対象経費

対象施設の施設管理費の一部

(4) 安全対策事業負担金

①概要

平成13年度の地方公営企業繰出基準の見直しにより廃止となった安全対策経費に係る出資金等について、一般部局との協議により繰り入れている。

②算定方法

前年度実績を元金とした企業債償還方式を準用(5年据置、25年元利均等)

4. 今後の課題等

各事業体の経営努力が適正に行われるためにも、繰出し基準の要件緩和を要望する。

5) 福山市上下水道局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
448,069 人	47,324千m ³	7,540,862千円	126.3%	0.9%	12.1%

2. 基準内繰入金について

福山市上下水道局では、平成 26～30 年度における基準内の繰入金は、5 項目であった。「上水道の水源開発に要する経費」及び「統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費」については、市長部局との覚書（覚書締結当時の繰入基準率等）に基づき繰り入れており、基準額から減額がある。その他については、予算編成時において市長部局の財政担当課と協議し、基準額のとおり繰り入れている。項目は、次のとおりである。

- ・消火栓等に要する経費
- ・上水道の出資に要する経費
- ・上水道の水源開発に要する経費
- ・統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費
- ・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 未給水地区高料金対策事業に要する経費

①概要

平成 2 年度以降、地理的条件等から多額の建設費を要する未給水地区の解消について、市長部局との協議により覚書を締結し、事業に要する経費の一部を繰り入れている。なお、現在は 10 地域が対象となっている。

②算定方式

当該事業の収支不足額の 2 分の 1 を基本とし、企業債の元利償還金を限度としている。

(2) 災害に伴う水道料金減免に要する経費

①概要

平成 28 年 6 月大雨及び平成 30 年 7 月豪雨において、床上浸水した水道使用者に対して水道料金を減免したため、市長部局と協議を行い、当該金額を繰り入れている。

②算定方式

1 か月分の基本料金相当額

4. 今後の課題等

生活基盤施設耐震化等交付金のうち水道施設等耐震化事業について、令和元年度補正予算により採択する事業に限り、採択要件が拡大されている。

本市においては、基幹管路の耐震化率は70%を超えており、補助対象となる管路が減少している。このことから、今回の採択要件の拡大が時限措置ではなく、恒久化されることを要望する。

6) 徳島市水道局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
235, 535 人	29, 936 千 m ³	4, 208, 972 千円	115. 88%	0. 62%	7. 86%

2. 基準内繰入金について

徳島市水道局では、平成 28～30 年度における基準内の繰入金は、4 項目であった。一般部局との協定書や覚書等の作成はしていないが、予算編成時において一般部局に対し、予算額を示し予算計上の依頼をしている。なお、繰入を行った経費は、次のとおりである。

- ・消火栓等に要する経費
- ・統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費
- ・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費
- ・経営戦略の策定等に要する経費

3. 基準外繰入金について

徳島市水道局では、国の政策としての社会資本整備総合交付金やがんばる地域交付金等はあるものの、一般部局等の他会計間における基準外の繰入金はなかった。

4. 災害復旧による繰入金

(1) 東日本大震災

災害応急対策等に要する経費として、一般会計又は他の特別会計に係る災害応急対策等に要した額及び災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った被災地域の応援等に要した額を求償している。

① 求償内訳

被災地域の応援等に要した経費として次の費用を求償している。

- ・飲料水の供給に伴う燃料費及び消耗品費
- ・輸送費
- ・救助事務費として旅費や時間外手当、消耗品費、燃料費

② 求償事務

求償を行う事務については、一般部局が徳島市全体の求償をとりまとめ行った。

(2) 鳥取県中部地震

鳥取県中部地震における災害救助に要する経費として、災害救助法に基づく災害救助に要する経費を求償している。

①求償内訳

災害救助に要した経費として次の費用を求償している。

- ・飲料水の供給に伴う燃料費及び有料道路通行料
- ・輸送費
- ・救助事務等にかかる経費として旅費や職員手当

②求償事務

求償を行う事務については、一般部局が徳島市全体の求償額をとりまとめて行った。

(3) 平成30年7月豪雨

平成30年7月豪雨における災害救助に要する経費として、災害救助法に基づく災害救助に要する経費を求償している。

①求償内訳

災害救助に要した経費として次の費用を求償している。

- ・飲料水の供給に伴う燃料費や消耗品費、有料道路通行料
- ・救助事務等にかかる経費として旅費や職員手当、その他の経費

②求償事務

求償を行う事務については、一般部局が徳島市全体の求償額をとりまとめて行った。なお、本求償は、岡山県と愛媛県に対して行っている。

5. 今後の課題

現状における課題については、特段ないと考えているが、状況に応じて適切な対応を行う。

7) 松山市公営企業局

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
482,921 人	47,879 千 m ³	7,823,116 千円	124.85%	3.2%	37.3%

2. 基準内繰入金について

松山市公営企業局では、平成 26～30 年度における基準内の繰入金は、7 項目である。一般部局との協定書や覚書等の作成はしていないが、水道管路の耐震化など事業の必要性などについては予算編成時に一般部局（市長部局）と協議をかさね理解を得ているところである。

- ・消火栓等に要する経費
- ・上水道の出資に要する経費
- ・統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費
- ・統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費
- ・簡易水道の建設改良に要する経費
- ・地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費
- ・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 簡易水道事業の運営及び建設改良に要する経費

①概要

平成 16 年度より、簡易水道事業における事業運営費及び資本的支出の一部について、繰り入れている。

②算定方式

簡易水道事業における事業運営費の不足額分及び資本的支出不足額分の一定額(約 500 万円)

(2) 災害に伴う水道料金減免に要する経費

①概要

東日本大震災及び平成 30 年 7 月豪雨において被災され、本市市営住宅に避難されている方や土砂崩れなどで給水装置が破損し漏水した方で申請があった方について、水道料金を減免したため、当該金額を繰り入れた。

②算定方式

通常使用水量と比較し、漏水により増加したとみられる水量、及び市営住宅避難世帯については、その入居期間中の水道料金

(3) その他

災害応援についても、鳥取県中部地震及び平成 30 年 7 月豪雨については、災害救助法に基づき、負担経費分を繰り入れた。

4. 災害復旧による繰入金

(1) 災害に伴う水道施設の復旧に要する経費

①概要

平成 30 年 7 月豪雨において被害を受けた水道施設の復旧に要する経費の一部を繰り入れた。

②算定方式

災害復旧に要した修繕費及び人件費

5. 今後の課題等

地方公営企業繰出制度要件緩和、拡充及び基準の法制化、さらには、同繰出金に係る一般会計の地方交付税措置の拡充を強く要望する。

8) 今治市水道部

1. 事業体情報（平成 30 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）	経常収支比率	繰入金比率 3 条	繰入金比率 4 条
154, 275 人	19, 805 千 m ³	2, 892, 119 千円	113. 47%	8. 42%	20. 58%

2. 基準内繰入金について

今治市水道部では、平成 26～30 年度における基準内の繰入金は、6 項目であった。総務省通知に基づき、予算編成時において一般会計部局の財政担当課と協議し、予算計上している。

協議においては、出資に要する経費について、中長期財政計画に即した事業費予算となっているかを問われているが、近年は、減額されることなく繰り入れられている。繰り入れを行った経費は、次のとおりである。

消火栓等に要する経費	統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費
上水道の出資に要する経費	簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費
上水道の高料金対策に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

3. 基準外繰入金について

(1) 新都市開発事業に要する経費

①概要

「今治市新都市開発整備事業に関する覚書」で定めた新都市区域内の給水施設の整備に係る経費を一部繰り入れている。

②算定方式

上記整備に係る元利償還金の 82%が一般会計であるため、当該負担割合を繰り入れている。

(2) 島嶼部送水事業に要する経費

①概要

経営の効率化及び水源の安全対策として、小規模浄水場の廃止及び送水管による島嶼部への給水事業(来島海峡大橋送水管添架事業)を実施しており、当該事業費の一部を一般会計からの出資として繰り入れている。

②算定方式

上記事業費の 2 分の 1

(3) 島嶼部運営に要する経費

①概要

平成17年度より、島嶼部運営における収益的支出の一部について、繰り入れている。

②算定方式

平成26年度までは、減価償却費・資産減耗費・企業債利息相当額を予算額ベースで繰り入れていたが、平成27年度は決算見込ベース、平成28年度以降は決算見込の2分の1ベースでの繰入となっている。

(4) 水源の森基金積立金

①概要

平成6年度の渇水により水源林の重要性を再認識し、平成7年度水道事業会計で基金を設立し、一般会計積立分を繰り入れている。取崩額は、森林組合に対する間伐事業補助・搬出事業助成、また今治市有林の除間伐事業助成の財源としている。

②算定方式

一般会計15,000千円、水道事業会計10,000千円、25,000千円/年を積み立て、目標額の500,000千円に到達したため、平成26年度で繰入を中止した。その後は、助成金分を取り崩し、利息分を積み立てている。

(5) 旧簡易水道事業企業債にかかる償還金

①概要

平成29年4月の簡易水道統合に伴い水道事業会計へ移行した旧簡易水道事業の借入償還金（過疎債及び合併特例債）分を繰り入れている。

②算定方式

交付税算定率（70％）に基づき繰り入れている。

4. 今後の課題等

簡易水道事業の統合においては、送水事業の実施等により経営の効率化を図っているが、島嶼部では他の区域に比べ給水原価が極めて高い状況となっている。現在一地域残っている簡易水道事業については、法適化が予定されているが、法適化後も過疎債を利用できるよう調整している。また、現在新規事業のみが対象となっているが、水道事業における施設の更新についても補助対象となるよう、国等に対して強く要望する。